

令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和2年9月1日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時41分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

代表監査委員

瀧田晴夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

大貫厚

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 5号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 6号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 8号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 9号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 2号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 3号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 4号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）

- について（市長提出）
- 日程 第17 議案第12号 令和2年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第18 議案第13号 令和元年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第19 認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第20 認定第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第21 認定第3号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第4号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第5号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第6号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第7号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第8号 令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名でございます。先ほど御連絡申し上げましたように、8番の滝口議員から欠席の連絡がございました。定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了解をお願いいたします。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

16番 高田悦男議員

17番 平塚英教議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月15日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力をお願いいたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解

について)

○議長（久保居光一郎） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、令和2年6月4日午前10時10分頃、那須烏山市田野倉184番地付近の主要地方道宇都宮那須烏山線において、健康福祉課職員が運転する公用車が小倉方面へ北進していたところ、当該地から進入してきた相手方車両と接触し損害が発生した事故について、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額7万4,888円のうち、市の過失割合20%を乗じた1万4,978円を市が支払うことで和解が成立しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 専決第2号の損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、提案理由は今、説明で分かったんですけども、市の過失割合が20%ということで、相手方に対して7万4,888円のうち20%分、1万4,978円を損害賠償として支払うと、こういうことだと思うんですが、裏に地図が載ってまして、県道を走行中の健康福祉課の市の車両に相手方が進入してぶつかったと、こういうことですよ。そうしますと、市のほうは運転中ということで、20%の責任があるんですが、相手方は80%の責任があるんじゃないのかなと。それについてはこの報告書にはないんですけども、市の車両の修理代に対して、相手方から80%の損害賠償をいただくと、こういうことになると思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 平塚議員おっしゃるとおりで、相手車両について議案書に明記されてございます。もう一度確認しますが、相手車両は7万4,888円修理代がかかっているところ、80%が相手方で20%が市が払うということで、20%分として1万4,978円です。

市の公用車につきましても、同じように総額で13万9,865円、修理代がかかっていますが、そのうちの80%、11万1,892円が相手方が払い、市の払う分としては、20%の2万7,973円になります。これは全て町村会の自動車事故共済金の中から支払う予定になっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その相手方の11万1,892円というのは、相手方の損保だね。それが市のほうに振り込むと、こういうことでよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市のほうに振り込まれるということではなく、修理代として、相手方がその分を修理工場に支払うということになります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） うちが頼んでいる修理工場に払うと。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） はい。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解お願いいたします。

◎日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号について説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出された令和元年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に、農地の集積・集約化を図る農地利用集積円滑化事業をはじめ、農業用機械と施設の共同利用推進事業、認定農業者・営農集団及び農業生産法人の育成支援事業など、様々な公益事業に取り組んでおります。

また、農作業の受・委託事業をはじめ、病虫害防除の航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）の供給事業を主とする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

昨今の農業情勢は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加に伴い、ますます農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。

このような中、農業公社に寄せられる農家からの要望は多種多様であり、その責務は非常に大きなものであります。

平成29年度からは、地域の担い手への農地利用の集積・集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、様々な農業の諸問題を解消するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところであります。

現在の財政状況は、市補助金等を活用しながら、年々、安定的な経営に近づいているところでありますが、引き続き公益事業と収益事業の分離による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況につきまして御報告をいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 那須烏山市はもともと南那須町で農業公社がありまして、烏山町と合併したので、農業公社が那須烏山市農業公社になったという理解でいいのかなど、まずそのところ。そして、それがそうだよということになれば、烏山町は農業公社がなくてやっていた。南那須町は農業公社が何らかの形でできたということで、そもそも那珂川町なんか農業

公社がないんですよ。それで、ほぼ那須烏山市と那珂川町、何となく似ているような、面積的には那珂川町が山が多いとかそういうのはあるかもしれないですけど、どうしても必要だということはないんじゃないかと。

それで、収益事業を株式会社に分離して分けたならば、農業公社は解散して、農政課がそれを担うというのがスマートな話で、どんどんもうけてもらって、その配当は市のほうへ入ってくると、こういうふうにするのが農業公社の直近の将来、直近ですよ、将来のあるべき姿ではないのかなと。

それは誰がやったって、あればみんな頼りにするしあれですけど、農政課がそれだけ……、農政課というんじゃないくて、農業をやっているところが、じゃあ、どこに、農業公社があって、どこに農業公社がなくて、どういう事業をやっているんだというのを1回比べてみて、本当に必要なかどうなのか、それで、そういうところに本当に補助金を入れたらいいのかどうなのかというのを検討すべきだと、こういうふうに思いますけれども、その点についてはいかがが考えておりますか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの御質問ですが、旧南那須町時代、平成7年の7月に農業公社が設立されております。そのときの設立の目的は、担い手の減少、それと農業機械への過剰投資、そういったものの抑制、それと小規模農家、そういった農家の方々を支援するという目的で、旧南那須町時代に設立されたものでございます。

合併という歴史がございますので、やはりそういった事業は継続されて、今に引き続けているものでございます。そういった古くからの歴史がございますので、そういった歴史と、今現状の農業情勢を照らし合わせながら、渋井議員のほうからお話がありました内容も調査研究させていただきながら、今後の農業公社の在り方、直近の将来のあるべき姿というものの調査研究を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 競馬のゴール前じゃなくて、そのまま、そのままというんで何だかずっと来ちゃうような、評価をそのたびごとにして、本当に必要なかどうかというのを、今までは町のいちごなんかもやっていたし、パン屋さんなんかもやっていたかな。そういう、市からお願いするものはきれいにゼロになったということなんです。

そうならば、ここで大きな転換を図ることによって、コストダウンができるかどうかというのを私は証明しろと言われてもできませんが、補助金を出している分がなくなるとすれば、そういうふうになるんじゃないのかなと。まず200円を300円に上げる前に、そういうとこ

ろをきっちりやってもらいたいと、こういうふうに思って、答弁は結構でございます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 答弁は結構と言われましたが、農業公社については、やはりそろそろ農業公社ではなく、アグリ那須烏山に一本化していくことが普通なのかなと考えております。ただ、時期とかいろんなのがありまして、今回、災害がありましたので、ちょっとその建て直しもありますので、もう少し検討させていただき、研究させていただいて、私としても農業公社というのは考えていく時期かなと思っておりますので、また渋井議員などからのアイデアをいただきまして、改善し、縮小し、そしてアグリ那須烏山に一本化できるような方向にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出ということでございます。

8月25日に議員全員協議会があつて、各議員からいろいろ質疑があつたんですが、その際、私のほうでもこの農業公社としての本事業、それと株式会社アグリ那須烏山の事業ということで、ここにはこの報告書に載っているんですが、財務状況というんですかね、株式会社アグリ那須烏山の財政収支ですよね、それが載っていないということで指摘したならば、必要があれば用意しますということだったので、本日の定例議会に当然、各議員のところに資料としてアグリ那須烏山のほうの財務説明書があるのかなと思つたらば、全くないということでございます。

これでは9ページ、10ページに農業公社のほうの正味財産増減計算書は載っているんですが、これといわゆる株式会社アグリ那須烏山との関わりがよく理解できませんよね。その辺、どんなふうに考えているのか。

なお、この農業公社の8つの事業ですか、その中で、7番に農業機械リース事業というのがあるんですが、これが株式会社アグリ那須烏山のほうでも（4）に農業機械リース事業と、同じにこれが出ているんですよね。どっちがやっているんですかということになっちゃうので、農業公社を整理してアグリ那須烏山に移行するというような前に、農業公社の仕事はこれ、株式会社アグリ那須烏山の仕事はこれ、その財政収支はこれ、アグリ那須烏山のほうの財政収支はこれということでやらないと、みそも何とかも一緒になっちゃうと、こういうふうに思いますので、市民に分かるようにきちんと資料を用意すべきだと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず、1点目です。アグリ那須烏山につきまして、もっと詳細にということです。

これにつきましては、まず第一に、農業公社、アグリ那須烏山、法人格等まるっきり違いますので、ましてやアグリ那須烏山のほうは株式会社でございます。株主さんの考え方もあるかと思しますので、必要最小限のところだけ今のところは参考資料として出させていただきます。

そのほかの件、さらなる詳細ということにつきましては、さらに検討させていただきたいと思っております。

それと、農業機械リース事業というお話が出ましたが、こちらのリース事業につきましては、あくまでも農業公社がやっている事業ということでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうすると、その後のほうは、これはうそだということですか。株式会社アグリ那須烏山の（4）の農業機械リース事業というのは、これは実は農業公社がやっている事業ですよと、こういうことですね。まずそれが1点。

それと、であれば、8月25日の議員全員協議会のときに、必要があれば用意しますなんていう答弁はおかしいですよ。しかもそれは今年に限って質問して出た答えではなくて、去年のうちから、農業公社の財務状況と株式会社アグリ那須烏山の財務状況とを両方照らし合わせるべきだと議員のほうから意見が出て、そのときにも、必要であれば用意しますということだったんだけど、用意できていなかった。こういうことなので、この9ページ、10ページ、11ページの正味財産増減計算書の中での、これはあくまでも農業公社の関係ですよ。アグリの方の、いわゆる収支ですよ、それが分かるようにしないと、ごちゃごちゃになっちゃうんじゃないですか。そこのところを心配して繰り返し言っているんですけども。しかも、議員全員協議会で必要があれば用意しますというふうに言ったんだから、用意するのが当然だと私は思います。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず、アグリ那須烏山のリース事業の件でございます。

こちらにつきましては、アグリ那須烏山で機械を購入せず、リースとして実施していくという1つの事業として挙げているものでございます。

もう一点の資料の提出につきましては、再度、内部で調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

○17番（平塚英教） 答弁になっていないけど、いいや。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほど農政課長の答弁の中で、株主の意見もあるということなんですが、今後の参考までに、株主がどういった構成なのかというのを教えていただけますか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 株主は、農業公社でございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 株主の意見もということで、100%ということであれば、市のほうからもある程度、先ほど平塚議員が言ったようなことも申し上げるべきなんじゃないのかなと思うんですが、答弁は結構です。

○議長（久保居光一郎） 荒井議員、答弁はいいですか。はい。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 私の認識が間違っていたらなんですけども、私の認識でいうと、農業公社、これの最大の目的は、国が施策として打ち出しました。それで、その一番の原因は、耕作放棄地が増えてしまうとか、担い手がいなくなるとか、この辺の受皿として、各県にまずつくりなさい、どんどん自治体はつくりなさいということになっていると思うんです。なので、ヘリコプターを飛ばすとかそういうものはその都度、その都度の目標でいいんですけども、一番大きな目的をきちんと担ってほしいという、そこを、何かあまりにその戦略が見えてこないの、アグリ那須烏山に統一するとかそういう話はもちろん検討していただいてもいいんですけど、そのところがきちんとその戦略が見える形で、ぜひ検討してほしいなと思うんです。

これは要望なので、答えはイエスであれば要りませんけれども、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず、そういったことの意味の疎通をする際に、先ほど話題に出ましたけど、株主の方の意見が強いかと思います。農業公社には理事会等ありますので、そういったところでアグリ那須烏山に対する今後の戦略等を話し合える機会ができたらと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ぜひ検討をお願いしたいんですけども、この検討の中身は、アグリ那須烏山もそうだけでも、営農組合もつくとか、戦略の橋渡しとかそういう役も担う大きな仕事だと思っていますので、それも全部含めて検討をお願いしたいことを再度、お願いします。答弁は結構です。ノーという答えはないですね。はい、いいです。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 前もって2点ほど質問を出しておいたんですが、1点目については、同僚議員の質問から大体、了解いたしました。

それで、もう一点ですが、今年の台風19号の洪水によって、株式会社アグリ那須烏山は飼料用の稲995ロールを流出して、600万円ほどの損失をしたと、そのような話が前回の議員全員協議会の中でありましたが、この600万円をどのような方法で補填したのか、これが1点。

それと、もう一つ追加しますが、農業公社に対して、市と農協が出資しましたね。これ、出資金というのは合わせて幾らでしたっけ。それは多分、3,000万円くらいだと思いましたが、これはそのまま今も残っているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず第1点目です。WCSの件につきまして、補填はということだったと思うんですけれども、こちらにつきましては、議員全員協議会の際にちらっと話題は触れたんですが、補填等はありませんでした。損失ということだけでございます。

それともう1点の出資の件ですけれども、農協等、出資に関しては変わりはありません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますとこの600万円は、アグリ那須烏山は損失を生じたんですが、直接お金出さなくてよかったんですか。出したとすれば、それほどのアグリ那須烏山としては蓄えがあったのかなと、ここのところが私、心配だったものですから、こういう質問をしたんですよ。

それと出資金、これは合わせて幾らだか今、分かれば。分からなかったら後で結構ですが。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず、WCSの減額分ですけれども、それにつきましては、理事長の給与等で若干、調整をさせていただいておりました。

それと、出資金につきましては、合計で300万円の出資で……。〔「3,000万円」の声あり〕3,000万円の出資でございます。失礼いたしました。

○議長（久保居光一郎） 中山議員、よろしいですか。

○15番（中山五男） 結構です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解をお願いいたします。

◎日程第5 報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（久保居光一郎） 日程第5 報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに該当がありませんでした。

実質公債費比率につきましては6.7%で、対前年度比率の0.3ポイント減であります。これは、地方債の元利償還金の額が前年を下回ったことにより、実質公債費比率が改善されたものであります。

将来負担比率につきましては、算定開始以来、初めてゼロ化を達成した前年度に引き続き、ゼロを維持いたしました。これは、地方債現在高が約7億円減額したことや、公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合への負担等見込額が減額したことに加え、充当可能基金残高が約6億円増加したことなど、より一層、健全化が図られた結果でございます。

資金不足比率につきましては、該当はありません。

健全化判断比率につきましては、毎年度、改善されており、厳しい財政状況の立て直しの取組成果が着実に表れているものと考えております。しかしながら、今後の人口減少等の要因から、普通交付税の減額も想定されるため、決して楽観視することなく、さらなる行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいります。

以上、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件でありま

すが、この際、質疑があればこれを許します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは毎年、決算の際、報告されている問題なのですが、例年の報告では健全経営されているということで、私は安心はしているわけなんですね。さらに経常収支比率についても91.7%。これは行財政報告書の中にも出ております。100%にはまだ達していませんから、この辺から見ても、那須烏山市の行財政の運営は安定しているのかなとは思っているんですが、しかし本市の自主財源比率、僅か34%で、依存財源66%。そういう中で、本市の財政運営上に将来とも不安はないのか、この点についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 御質問にお答えしたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、自主財源比率33から35%ということで、県内でも下のほうでございます。これにつきましては、いろんな要因があると思いますが、徐々に改善していきたいと思っています。今回、基金のほうも随分増えておりますので、当面の間の財政運営については心配ないとは思いますが、引き続き手綱を緩めることなく、シビアな目で見ていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

○15番（中山五男） はい、了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確認なんですけども、これは法律で決まっている、議会に報告することで報告していただいているんですけども、何年前と比較してどんどん、どんどん財政指標はよくなっていますよね。ただ、そうはいつでも、この前、一般質問でも私は質問しましたけども、16億円とか19億円、毎年不足するという見通しもあるので、その辺も含めて、戦略的に使っていかなきゃいけないということをぜひお願いしたいという、これは要望です。そうでないとやっぱり心配はずっと尽きないので、お願いします。大丈夫ですか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 公共施設の維持管理等の計画の中からいただいているんだと思います。シミュレーションを使った場合は16億円とか19億円の財源不足になるということでございますので、現実の予算編成の中においては十何億円の不足が生じることはありませんが、しかしながら、やっぱり先ほどの財源等に関しましてはシビアな目で見ながら、効率運営をしていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解お願いいたします。

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長を除く教育委員4名のうち、澤村豊純委員の任期が令和2年11月29日をもって満了となることに伴い、新たな委員として、橋本里恵氏を任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

橋本氏は、地元で26年にわたり学習塾を営まれる中で、教育や学術に対する幅広い知識と深い識見を有しております。また、語学力を生かし、山あげ祭を外国語で紹介するなど、地域文化の振興にも積極的に取り組み、円満・高潔な人格と併せて地域の信望も厚く、本市の教育施策の総合的な推進を図るため、教育委員として適任者であります。

なお、今回、御勇退されます澤村豊純氏は、平成20年11月30日から3期12年にわたり教育委員を務められ、本市の教育行政の振興・発展に多大なる貢献をされました。これまでの御尽力と御活躍に深く敬意と感謝を申し上げます。

以上、何とぞ審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） 議場の皆さん、おはようございます。10番相馬でございます。ただいま上程されました議案第10号 那須烏山市教育委員の任命同意について、私は賛成の立場から討論を行います。

新たに任命される橋本里恵氏は、青山学院大学文学部英米文学科を卒業後、平成6年に那須烏山市南地内において学習塾を起業・経営し、小中学生を対象として英語を指導しております。地域の生徒たちの学力向上に寄与されております。ちなみに、私の娘もお世話になりました。

また、烏山町時代には、町で実施しておりましたシンガポールとの国際交流事業に通訳として参画いただきました。平成16年からは、山あげ祭当番町の際に、英語での紹介や、舞台上での英語や中国語による通訳をするなど、学校教育、生涯教育のみならず、文化振興にも積極的に携わっております。

学術及び高い識見を有することはもちろんであります。学校とは違うところで子供たち、保護者と接することで得られる経験等も、今後の教育施策には非常に重要であります。教育委員としては最適任者であると考えております。

議員各位におかれましても、賛成の趣旨に御同意いただけますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（久保居光一郎） 日程第7 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の横山通有氏、岩附淳一氏、鈴木英男氏の3名全員が、令和2年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、3名とも引き続き同委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。

3名の委員は、人格円満かつ高潔で、行政全般にわたり深い識見を有し、さらに委員としての経験も豊富であり、公正かつ適正な審査を行う本職の適任者でありますことから、引き続き固定資産評価審査委員会委員としての御活躍を期待するものであります。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第11号の固定資産評価委員の選任同意でございますが、問題はないんですが、それぞれ現職の再任ということでございますよね。それで、任期は1期3年というふうになっておりますので、それぞれ失礼ながら参考までに何期ずつやられているのか紹介いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） お答えいたします。

横山氏、岩附氏とも平成20年からで、今回5期目になります。鈴木英男氏に関しては、平成23年から4期目に入ります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第11号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど上程された議案第11号の質疑において、平塚議員の質問に対し、答弁の修正がありますので、佐藤総務課長から追加答弁がございます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） すみません、先ほど横山氏、岩附氏、平成20年から今回で5期目に入ると答弁したところですが、横山氏につきましては、本市合併以来、市の固定資産評価審査委員となっておりますので、平成17年の11月30日から今回で6期目になりますので、答弁修正とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですね。

○17番（平塚英教） はい。

◎日程第8 議案第5号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第8 議案第5号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」が一部改正され、中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例についての規定が追加されたことにより、条例中の引用箇所にあずれが生じたため、所要の改正をするものであります。また、年号の改正に伴う所要の改正も併せて行いました。

なお、施行期日につきましては、改正法の施行期日が定められておりませんので、法律に準じる形で、政令で定める日から施行することとしております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第5号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第6号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第9 議案第6号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、境診療所の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

境診療所は、昭和29年3月に開設し、境地区住民の診療や治療に大きな役割を果たしてまいりましたが、ここ数年は新規の患者はなく、利用者も年々減少しておりました。また、施設も老朽化しておりますことから、用途廃止を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いいたします。

境診療所は、用地はこれは借地ではないかと思っていたんですが、826平米ほどあったのではないかと思います。これは、そうしますと地主さんのほうにお返しするという事なんでしょうか。

それと、建物についてはどうするのか。これについてもお伺いします。（「一般質問があるから聞かないで」の声あり）あんたかい。（「俺じゃない。俺が言われたほうなの」の声あり）ああ、そうなんですか。分かりました。じゃあ、取り消します。

○議長（久保居光一郎） いいですか。じゃあ、質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） それでは、質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第6号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、反対討論を行います。

これは境診療所を用途廃止する提案であります。私はこれに反対するものであります。

境診療所は、昭和の市町村大合併当時の昭和29年3月に開設し、当地域の医療・福祉の拠点、安心・安全のよりどころとして長年にわたって境地区住民の命を守り、健康増進のサービスを提供し、半世紀以上も重要な役割を果たしてまいりました。利用者の減少と医師不在を理由に廃止する提案であり、また、利用されている40人程度の方々を別の医療機関に振り分ける調整がついたとのことではありますが、境地区は市全体の中でも最も高齢化の進んでいる地域であり、山間部にあります。高齢化の進む境地区にとって、これからますます医療や介護に対する手厚い対応が必要とされているところであり、そのような中で後任の医師も探すことなく、診療所施設を地域の福祉施設への利用も検討することなく、ただ廃止することには同意できません。境地区の公共施設がまた1つなくされてしまうと、こういうことにも反対の意見を述べ、私の討論のまとめとさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第6号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第10 議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、国の基準に合わせて所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けられることができる場合は、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要としたこと等であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第11 議案第8号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令」が令和2年4月1日に施行されましたことに伴い、国の基準に合わせて所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了に際して、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は、特定地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要としたことや、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることの明確化であります。

また、令和元年10月1日から、幼児教育・保育が無償化となるのに伴い、食事の提供に要する費用の取扱いの変更、用語・用字の整理等の改正も併せて行いました。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第8号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第9号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第12 議案第9号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、運動施設として利用されてきた荒川体育館を本年度中に解体し、つくし幼稚園とにこにこ保育園の統合用地とすることに伴い、令和2年10月1日をもって施設の用途を廃止するため、条例の別表の一部を削除するものであります。

なお、利用団体等には、代替施設として七合体育館及び野上体育館を案内しており、既に利用を開始しているところであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第9号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第1号から日程第16 議案第4号までの令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）、介護保険特別会計補正予算（第1号）、下水道事業特別会計補正予算（第1号）、水道事業会計補正予算（第1号）の4議案については、いずれも令和2年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第13 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について

◎日程第14 議案第2号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第15 議案第3号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第16 議案第4号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保居光一郎） よって、議案第1号から議案第4号までの4議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第4号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ5億9,928万7,000円増額し、補正後の予算総額を146億5,654万4,000円とするものであります。

今回は、国・県補助金の追加決定、各施設の修繕・改修などに加え、新型コロナウイルス感染症対策として策定を進めております市独自の緊急経済対策事業等について、補正予算を編成したものであります。また、境小学校スクールバス運行業務委託、七合小学校スクールバス運行業務委託、烏山中学校スクールバス運行業務委託につきましては、契約額が確定しましたことから、それぞれ債務負担行為を変更するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費は、社会保障・税番号制度システム整備事業費として、国外転出者によるマイナンバーカード利用の円滑化に対応するため、国の補助を受けて住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを改修するための経費であります。

自治会振興事業費は、市内の各自治会において、新型コロナウイルス対策を講じるための経費に対する交付金であります。

民生費は、敬老会開催事業費として、新型コロナウイルスの影響により敬老会開催の自粛を要請したことから、敬老会交付金を減額するとともに、市長からのメッセージカードを作成し、対象者宛て郵送するための経費であります。

保健福祉センター施設整備費は、保健福祉センターが避難所機能や執務室の代替機能を有し、検診室利用など不特定多数の市民の利用が見込まれる施設であることから、3密を回避するため空調設備を改修するための整備費であります。

衛生費は、予防接種事業費として、新型コロナウイルスと同時流行させないために、インフルエンザの予防接種が特に重要とされていることから、子供インフルエンザ予防接種の助成を1回当たり2,000円に拡充し、子供の健康増進と保護者の経済的支援を図るものであります。

新型インフルエンザ等予防事業費は、インフルエンザ予防接種に対する助成について、従来は助成の対象外であった16歳から64歳まで年齢範囲を拡大し、1回当たり1,000円を助成する経費、及び新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大に備えた備蓄品を購入する経費であります。

農林水産業費は、市単独土地改良事業費として、ポンプの修繕や水路の補修等について、国庫補助や県単補助の対象とならない事業に対し、市が2分の1の助成をするための補助金であります。

林道維持管理費は、のり面や路肩の崩れにより通行に支障を来している林道3路線について、早急に修繕を行うための経費であります。

商工費は、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費として、新型コロナウイルスの影響により経営状況が悪化している市内の小売店や飲食店を支援するため、那須烏山商工会が実施するプレミアム率30%の商品券発行事業に対する補助金であります。

観光振興費は、新たな生活様式に対応した観光振興へ転換を図るため、観光素材のデジタルコンテンツ化及び観光周遊システムの構築、四季を通じた観光プロモーション動画作成を行うための経費であります。

土木費は、道路維持管理費として、道路の補修や支障木の伐採に対応するための経費であります。

道路保全費は、道路排水や舗装修繕について、特に緊急性の高い2路線の改修を行うための経費であります。

消防費は、常備消防費として、南那須地区広域行政事務組合が救急車に配備するオゾンガス

発生器や感染防止服など、新型コロナウイルス対策を図るための経費に対する負担金であります。

教育費は、中学生部活動・学習サポート事業費として、中学3年生及び小学校6年生に対する土曜日授業を実施するためのスクールバス運行に係る経費であります。

教育情報ネットワーク整備事業費は、国が進めるGIGAスクール構想の早期実現に向け、児童生徒に1人1台タブレット端末を整備するための経費であります。

各小中学校運営費は、新型コロナウイルス対策として、国の補助事業を活用した消耗品や備品の購入に要する経費であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、令和2年6月豪雨で被災した農地等の実施設計書作成の業務委託費や、工事請負費であります。

公共土木施設災害復旧事業費として、令和元年東日本台風で被災した大桶運動公園について、単独事業分として実施する工事請負費であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、歳出で説明いたしました市独自の緊急経済対策に対する地方創生臨時交付金やGIGAスクール構想に基づき整備するタブレット端末購入に対する公立学校情報機器整備費補助金等であります。

繰入金は、令和元年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金であります。

市債は、大桶運動公園の災害復旧事業に対する公共土木施設単独災害復旧事業債の計上であります。

なお、不足財源につきましては、普通交付税及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,314万1,000円増額し、補正後の予算総額を27億8,810万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の償還金の増額及び高額医療合算介護サービスに係る保険給付費の増額等でございます。

なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、保険給付費及び地域支援事業費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ299万8,000円増額し、補正後の予算総額を3億8,399万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、公共下水道事業における烏山中央処理区のマンホールポンプ場通報装置の修繕及び下水道事業における消費税を増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金等をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出を132万円増額し、補正後の予算総額を5億4,935万円とするものであります。

主な内容は、水道庁舎電気設備を修繕するための増額であります。また、資本的支出は5,704万7,000円増額し、補正後の予算総額を6億8,430万7,000円としております。

主な内容は、栃木県が発注予定の中央地内共同溝設置に伴い、配水管布設替工事を実施するための増額であります。

以上、議案第1号から議案第4号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、議案第1号、一般会計補正予算の6ページに債務負担行為があります。これはスクールバスの関係なんですけど、この債務負担行為は6月の補正で増額していますよね。スクールバス。ところが3か月過ぎた今回、減額することになった経緯です。なぜ減額するのか。

それと、もう一つスクールバスに関することなんですけど、今年は3月から3か月間、臨時休校しました。当然、スクールバスもその間は運行しなかったのではないかと思います。僅かはしたかもしれませんが。その際の業務委託料に変わりがないのか、これについてまずお伺いいたします。

次に、同じ6ページに地方債の補正がありますね。地方債の利率というのは、これから借りようとするのにはどのぐらいになるのか。また、参考のためにお伺いしたいんですが、財政調整基金、これは預けておくわけなんですけど、これを預ける場合にはどのぐらいの利息なのか。というのは、今回これは1億円から借りることになるんですが、財政調整基金のほうの利息よ

りも地方債の利息のほうがもし高いんだとすれば、財政調整基金を取り崩して、地方債の借受けはやらないほうがいいのではないかなと思ったものですから、この辺のところをお伺いします。

次に、15ページの雑入で、返還がありますね。これは2口があります。これは支出のほうにも載っているんですが、どのような理由から今回、返還金で歳入になるのか、お伺いします。

次に、16ページ、情報政策推進費なんですが、委託料、当初予算を含めると、4,400万円ほどになるわけなんですが、これはどういう積算基準になるのか。何かこの基準というのがあるんじゃないかと思いますが、この基準、どうしてこの積算をし、そして委託しているのか、その辺の事情についてお伺いいたします。

次に、自治会の振興費、当初は537万2,000円ほど計上してありました。しかし今回は自治会のコロナ対策として追加したわけですね。995万円。具体的に自治会のコロナ対策というのはどういうふうな対策を求めているんでしょうか。995万円の根拠について。それと配分基準ですね。どんな配分基準なのか、この辺のところについてもお伺いしたいと思えます。

次に、同じページに、税の還付金がありますね。当初730万円で、今回も300万円ほど計上しました。合せて還付金は1,000万円を少々超えています。これは法人税の還付なんでしょうか。その辺のところをお伺いしたいと思えます。

次に、18ページを開いていただきたいと思えます。これは提案理由の中でも市長、説明ありましたね。この敬老会、今年は開かないと。これは当初予算で851万1,000円計上しています。それで今回、マイナス795万2,000円ですから、差引き55万9,000円ほど残るんですが、これが市長のメッセージの費用と、そうみなしてよろしいんでしょうか。

それに、同じページに保健福祉センターの空調設備1億6,350万円ですが、これについてもちょっと詳しく説明してくれませんか。保健福祉センター全体の今の空調設備を交換するのか。それと、社会福祉協議会の別な部屋が他にもありますが、向こうまで含むのか、それについてもお伺いしたいと思えます。

次に、20ページの林業費、新たに工事費320万円組みましたが、これについてどこでどのような工事をするのか、お伺いします。

次に、22ページを開きますと、新型コロナ対策として今回補正2,550万円ほどありますね。これは途中の補正でも2,000万円ほど取っています。そうしますと、この関係で4,550万円になるわけですね。具体的にこれは何に使おうとしているのか、詳細にお伺いしたいと思えます。

次に、観光振興費、これは当初予算で361万9,000円で、今回570万円ほど追加し

てあります。合わせますと932万6,000円になるはずなんですけど、この使途についてもお伺いしたいと思います。

次に、最後の土木費なんですけど、これは道路維持費のほうで3,953万5,000円計上してあります。実は私、この8月に所用があって市内各所を車で走行しましたが、至るところに穴が空いていて、これは都市建設課長、早急に穴埋めしなければならないと思うんですけど、これがどうも道路の管理が徹底されていないような気がします。それと、市長、8月28日にとちぎの道現場検証ということで、これは現場を見たようなんですけど、これは後の新聞等を見ますと、これは市道でなくて県道を検証したようですね。残念でした。ぜひ私はそういった穴の空いている市道についても、市長、できる限り巡回し、現状を把握していただければありがたいなと思っております。

同じ土木費の道路改良で、後ろを見ると減額した路線が3路線あるんですけど、これは工事完了したために減額となったんでしょうか。

次に、24ページの教育費なんですけど、この中に中学生部活動・学習サポート事業費、当初106万9,000円、今回520万円。合わせますと626万9,000円になると思いますが、これは具体的にどんな事業なのか、説明をお願いします。

それに、同じページ、教育情報ネットワーク整備事業費ですよ、これは当初が1,500万円ほどあります。今回1億4,800万円ですね。合わせますと2億4,400万円ほどになります。それと、繰越しもここで8,100万円ほどあるわけなんです。これは具体的に各学校にどのようなコンピューター関係、情報機器関係を配置するのかお伺いしたいと思います。

そういった備品購入の際の入札とか見積りというのはどうしているんですか。ただ業者の見積りを取って、それで、はい、分かりましたでやっているのかどうか。とにかく1億円を超える、合わせますと多分3億円近いんですか、これはね。繰越しを合わせるとですよ。多額の教育費の支出をしていますので、この辺についてお伺いします。

それと、今年、この春3か月ほど臨時休校しました。その間、インターネットなんかを使った遠隔学習をしたはずですね。この状況。これは全ての生徒に可能だったんでしょうか。これは学校と各家庭にそういったインターネットで情報提供できる、そして子供たちが確実に学習できるような状況になっているのかどうか、お伺いします。

次に、26ページの国体開催費なんですけど、これはこれから提案されます去年の決算書の中にも370万円ほど使ってあります。それで、これは当初で620万円、今回180万円。合わせますと、今年813万4,000円ほどの予算になるわけなんですけど、これは国体は本当に栃木県で計画どおりできるんですか、今の状況で。それらも含めてお伺いします。

それと、同じページに農地の災害復旧関係、これは当初150万円で補正でも466万8,000円で、今回1,659万4,000円と、合わせますとこの関係、農地復旧で2,276万2,000円になるわけなんです、今回の予算というのは、今年になってからの大雨による被害、この間、説明ありましたが、この工事の分なんでしょうか。

それと、一番最後です。大桶運動公園の復旧で1億円を投じます。これは財源を全額、地方債、借金で賄うんですが、これは災害復旧とは違うんですか。災害復旧だとしたらなぜ国庫補助にならなかったのか。

それと、これはどんな工事なのか。これは都市建設課で発注になりますが、これについて説明を求めます。

これともう一つ。これは水上課長のほうが担当なんです、私は1つ通告するのをちょっと漏れたんですが、介護保険の13ページに、一般会計繰出金として720万円ほど計上してありますね。これは前年度の決算の結果、残金が出たから、そのうち、一般会計に720万円を繰り戻すといいますか、お返しするということなんじゃないかと思いますが、この720万円の算出基礎について今、分かりましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） とちぎの道現場検証について御質問がありましたので、私のほうからお答えいたします。

とちぎの道現場検証なので、県との作業なので、県道のほうを対応させていただいております。確かに市道のほうで穴が空いたりとか亀裂が大きかったりとかしているところがありますので、いつも提案させていただいておりますとおおり、皆様方からの御連絡をいただいて、少しずつでも補修をしていきたいと思っておりますので、その都度、気がつきましたら、また御連絡をいただくとありがたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） それでは、御質問いただいた順に沿いましてお答え申し上げます。

まず、一般会計補正予算の6ページ、債務負担行為について、1点目のスクールバス関係で、6月補正の増額の関係で、今回減額する理由についてなんです、6月補正の段階では概算額ということで、今年の10月から後半分の6か月の予算計上のほかに、令和3年度から4年間ということで、令和6年度までの債務負担行為額を概算ということで計上させていただきました。結果として、今年7月に行った入札の結果、契約額を確定して比較した結果、当初予算よ

り額が低くなったということで、今回、債務負担行為額を変更するというものでございます。

続いて、2点目の、3か月間臨時休校の際、バスの委託料変更はという点についてお答えいたします。

今回の債務負担行為変更に係る3つの小学校に関わる業者持込みバス、境小、七小、烏中についての7台は、一般貸切ということでございましたので、実際、休校期間中は運行していませんので、分散登校とかそういった実際にバスが運行された際のみ料金の支払いを行いました。それから、市のシルバー人材センターや、市が所有するバスで運転業務を委託しているバスについても同じでございます。

それ以外の業者持込みバスで特定運行という形で契約しているものにつきましては、年間の契約委託料12か月という形でお支払いしている関係で、額の変更は行わず支払いを行っております。これにつきましては、臨時休校期間中にバス委託業者と協議をして、今後の対応も含めてということでその当時、協議をしまして、先般、夏季休業期間の短縮で運行した部分とかそういったこともございましたので、またあと近隣の市町の動向等も確認して進めてまいったところです。

続いて、予算書24ページの中学生部活動・学習サポート事業費についてお答えいたします。

こちらにつきましては、先日、下野新聞等で掲載になりました、中学3年生、それから小学6年生を対象とした土曜の学習授業の開催に伴いまして、主に小学校関係については、土曜日バスの運行というもので予算を計上しておりませんことから、その対象となる児童のスクールバスの臨時運行分ということで計上したところでございます。そのほか、中学生につきましては基本的に部活バスという形で事業等を予定しておりますが、午前中の場合はその形を取れるんですけど、午後までとなった場合については、中学生の分についても若干そういった費用が発生する見込みがございます。

続いて、24ページの教育情報ネットワーク整備事業費の関係についてでございます。

これについてなんですが、GIGAスクール構想の関係で、先ほど市長の提案理由書にもあったとおり、令和2年4月1日現在の児童生徒数の人数分プラス教員の分ということで、計1,786人分の端末機器の購入費用として、内訳としては1億4,823万8,000円を計上したほか、そのほか現在学校で使用している電子黒板とか校務支援用のパソコンのもので一部修理が必要な修繕費ということで、34万3,000円を計上しているものでございます。

なお、見積り、それから入札の方法ということでございますが、まず、この備品購入の関係につきましては、今後予定しております選考委員会のほうで業者選考、それから入札の方法ということで検討してまいります。金額ももちろん大きいことから、基本的には入札ということでやるのかなと考えております。

それから、繰越分についてのお話になりますが、こちらについても4月以降、現地確認調査、それから必要な協議等を行ってきたところ、業者選考のほう、入札の執行方法等の検討も終わりました、これから入札という形で進める予定でございます。

それと最後になりますが、遠隔学習の現状ということで、過日、6月の定例議会で中山議員の一般質問のときにもお答え申し上げましたとおり、臨時休校期間中につきましては、各学校でホームページの掲載とか、あとはユーチューブ等へのアップという形でそれぞれ対応したり、あとはプリントの配布という形で各学校、対応してきたところです。それで、議員がおっしゃられるとおり、じゃあ、全員にそれが配信できたのかという部分については、やはり環境的にそういった部分がちょっと困難という方もおられたと思います。現状としましてはそんなところなんですけど、今後については、今回、児童生徒1人1台の端末の検討に当たっていただいた各小中学校の情報機器に明るい先生方の、委員という形でなっていた方を中心に、各小中学校と協議をしながら、その遠隔授業の在り方とか、もちろん情報セキュリティーという部分で、児童等に自宅学習に必要なケースも今後ないとは言えませんので、そういう部分をよく検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） それでは、6ページ、地方債の補正に関しまして、地方債の利率と財政調整基金の利率ということでのお問合せでございます。

地方債の利率につきましては行財政報告書34ページにも出ておりますので、後で御覧いただきたいと思いますが、令和元年度に借りました地方債の実績としましては、利率で0.005%から0.008%が主なものです。単純にいうと1億円借りて利子8,000円というような状況でございます。

財政調整基金なんですけど、こちらにつきましては、積むときに各金融機関からの見積り合わせ等をしておりまして、期間等によっても違うし金額によっても違うんですが、平均でいいますと、0.01%から0.02%程度でございます。ですので、基金の利率のほうが勝っているということでございますので、地方交付税の算入もあることから、地方債を利用しているというような状況でございます。

次に、15ページの雑入の返還について、内容については、こども課になるんですが、私どもで査定した関係で、お答えいたします。

雑入135万円の中身としましては、御覧のように保育士等就業奨励金返還金と、新規就農総合支援事業費補助金返還金の2口でございます。このうち、保育士等就業奨励金返還金の60万円についてですが、こちらにつきましては、3名分、月3万円を2年から3年貸し付け

るということでした。3名の方の分で、それぞれ72万円ずつの貸付けでございますが、返還は、市内の保育園等に就職した場合は返還はしなくていいですよということでしたが、残念ながらこの3名の方、2名は市外に就職したと。1名につきましては進路を変えたということで、保育士にならないということでございますので、返還していただくということでございます。ただ、その分の今年度に入る見込みの分、60万円を補正減にさせていただいたものでございます。

新規就農のほうにつきましては、農政課のほうからお答えしたいと思います。

次に、総合政策課関係で、16ページ、情報政策推進費でございます。

当初予算からの積算基準ということでございますが、まず、当初予算では、この科目の中には市民課の分と総合政策課の分が入ってございます。まず市民課のほうでは、当初予算では基幹系システム管理運営費としまして、機種7種類ありますが、機種の保守代として584万8,645円。システムの保守としまして、14種類がありますが、517万2,299円でございます。

そのほか社会保障・税番号制度システム整備事業費としまして、委託料で445万8,000円を取ってございます。こちらにつきましては、戸籍の副本データ送信システムの改修委託料でございます。

総合政策課関係になりますが、業務系・情報系システム管理運営費としまして、委託料1,828万8,000円、こちらの内訳ですが、システムのサーバー、ネットワークの機器保守としまして1,795万7,280円。プリンターを使っておりますが、プリンター20台分の保守33万円。そのほか、総合行政ネットワーク管理運営費としまして41万2,000円でございますが、第4次LGWANの設備保守としてでございます。

今回補正をさせていただきました内容につきましては、市民課関係では、基幹系システムの管理運営費としまして4万円。こちらにつきましては、住基システムネットワークのクライアントの端末を2台増設するというところでございます。

次に、同じく市民課で社会保障・税番号制度システム整備事業費としまして、委託料736万4,000円としてございます。こちらにつきましては、住基システムの改修費242万円、戸籍附票システムの改修費494万4,500円でございます。内容につきましては、国外への転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るものでございます。

次に、総合政策課関係ですが、業務系・情報系システム管理運営費としまして245万3,000円を措置してございます。内容につきましては、今回のコロナ関係で、統合型GISの構築をいたしまして、様々な地図情報を統一的に管理するという目的から、統合型GISの構築をするものでございます。10ライセンスを持ちまして、税データ、また税務情報、住

宅地図の住宅情報等々について、一括的な管理ができればと思っているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案書17ページ、自治振興事業費995万円でございます。

まず配分基準ということだったので申し上げますが、98の自治会がございまして、基本額2万5,000円、それにそれぞれの世帯数1世帯当たり1,000円。それを各自治会に配布する予定となっております。

主な用途としましては、3密、コロナウイルス感染症対策を取るということで、マスクの購入、また手指用消毒液の購入、そのほか感染症対策に関わるようなものは自治会の判断で購入していただくということで考えてございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 私のほうから、16ページの還付金事務費について説明申し上げます。

中山議員おっしゃるとおり、法人税の支出の増のためでございます。理由としまして、法人税の還付金が既に7月末の段階で438万円ありました。その中で大きな金額としまして、5社で350万円あったこと。これは、中間申告をして予定の税金を納付しましたが、その後、確定申告をしたときには払い過ぎていたことから、還付となったものです。9月からは現年度の処理になりますので、還付金の大きな支出はないと思われまいます。もう一つは、固定資産税の還付となり、償却資産の修正申告があったためであります。市民税については、今のところ、例年と同じペースでの支出となっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 私のほうから健康福祉課関係の御質問にお答えいたします。

まず、敬老会開催事業費の減額の残りでございますが、これは中山議員の見込みのとおり、77歳以上の高齢者に対して祝辞を送付するための経費ということでございます。

次に、保健福祉センターの空調設備でございますが、保健福祉センターの建設から20年が経過しておりまして、老朽化がかなり進んでおります。ここ最近では毎年、修繕を行っている状況でございますが、特に昨年の夏は一部事務室やホールの冷房機能が停止してしまいまして、来庁者や職員に大変な思いをさせたところでございます。このような状況のため、空調設備の大規模修繕を考察しておりましたが、センター全体の整備となるとかなり高額な予算が必要になるため、頭を悩ませていたところでございます。

そうしたところ、今回、国による感染症対策、地方創生臨時交付金が創設されました。この交付金は、補助割合が10分の10であること、また、本市における保健衛生対策の中核施設である保健福祉センターの感染症予防としての利用を考えた結果、この交付金を活用させていただきまして、社会福祉協議会も含むセンター全室の空調施設の整備を行うとしたところでございます。

それと、介護保険特別会計への一般会計繰出金でございますが、これも議員がおっしゃるとおり、令和元年度の給付費等の確定に伴い返還する分でございますが、これは法で定められた義務的経費がございますので、その割合に応じまして市の義務的経費分の余剰分を返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、農政課関係の説明をさせていただきます。

まずは歳入で、14ページでございます。新規就農総合支援事業費補助金返還金でございます。こちらにつきましては、21ページから22ページに、農業振興費の中に新規就農総合支援事業費85万円、その中の還付金ということで75万円を計上しております。中身としましては、令和2年に就農した方がいらっしゃるんですが、国から経営開始型の農業次世代人材投資資金というものを補助されていたんですが、事情がありまして就農を諦めたということでございます。令和2年度の前期分、75万円になるんですが、それを全額返納ということでございます。こちらにつきましては、8月中に御本人から返納を確認しております。

続きまして、20ページでございます。林道維持管理費でございますが、こちらは今年度、大雨によりまして、林道が数か所、のり面が崩れたり路肩が崩れたりしております。そのうち大木須地内、大沢地内、横枕地内、こちら3か所の補修工事、復旧工事をするための金額でございます。

それと、26ページでございます。農地・農業用施設災害復旧事業費でございますが、以前説明しましたとおり、こちらの事業費につきましては、6月16日の雷雨で被災した農地等の復旧に係る経費を補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 23ページ、商工費について説明いたします。

新型コロナウイルス対策商工業支援事業費としまして、新型コロナウイルスの影響を受けている市内の小売サービス業を対象に、市内経済を活性化させることを目的としまして、1冊1万円に30%のプレミアムがつく商品券を商工会が販売する事業への補助金でございます。

次に、観光振興費になります。こちらにつきましては、新たな生活様式に対応した観光振興策への転換としまして、観光素材のデジタルコンテンツ化による誘客推進を図るものでございます。具体的には、スマートフォンを片手に市内を自由に周遊・散策できるようなシステムの構築をするものであります。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 都市建設課に関する事項3点につきまして、御説明申し上げます。

まず、道路の維持管理、穴等が散見され、徹底されていないのではないかという御質問でございます。

確かに御指摘のとおり、穴等がなかなかなくなるという現状でございますが、私どもとしましては最善は尽くしております。ただし、延長がかなり長いということで、隅々までは行き届いていないことがあると存じます。先ほど市長からもお願いがありましたとおり、議員の皆様もそういったケースがありましたら御一報いただければ、大変助かります。よろしくお願ひしたいと思います。

また、9月に、今月ですが、日本郵便株式会社と包括連携協定ということで締結を予定しております。一番道路がよく分かっている郵便配達員の方に道路のほうをちょっと見てもらうだけでも、その穴が少しでも少なくなるのではないかということで考えております。

維持管理費の3,953万5,000円につきましては、市内を4地区に分けて実施しております道路管理業務委託、こちらのほうの対応で、大雨等の非常時の対応、支障木の伐採、舗装の修繕等、まだまだ対応するものが多くございますので、今回の計上といたしました。

また、市道の舗装の傷みが年々進行しております。この対応策としまして、路面状況の悪い道路を調査し、舗装長寿命化修繕計画、こういうものを策定しまして整備を進めてまいるといふことも考えておまして、その経費を計上いたしたところでございます。

続きまして、2点目の道路新設改良費167万1,000円の減額でございます。

道路整備につきましては、国からの社会資本整備交付金事業により進めております。この配分が確定しまして、減額変更になったため、今回減額ということになります。路線につきましては、完了工区はございません。

社会資本交付金で整備を進めております関下精進場線、大桶白久線、こちら2路線、それから防災安全交付金として整備しておりますのが、西野三箇線、富士見台工業団地線、三ツ木松ノ木線、谷浅見平野線、こちら4路線、合わせまして6路線を実施しておまして、約1億円の予算で実施しております。こちらの路線につきましては、全て継続で工事を進めているとこ

ろでございます。

最後に、大桶運動公園、どうして国庫補助の対象にならないかということでございますが、こちらにつきましては、河川内の構造物ということで、河川占用を受けて設置したのにつきまして国庫補助の対象にならないということでございます。補助の対象としましては、芝の張替え、堆積土砂の撤去、災害ごみの処理等でございます。野球場における外周のフェンス、両翼のポール、ダッグアウト、それから多目的競技場におけるトラック及びゲートボール場の施設、それから公園内における外周園路の舗装等、こちらは該当になりませんので、市の予算で対応するということになりますので、今回の補正計上といたしました。

以上、説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 最後になると思います。国体開催の整備費についての補正でございますが、187万円の補正を計上させていただきました。今回、会場が緑地運動公園ということに変更になりました関係で、緑地公園の改修工事を一部実施したいという内容でございます。

詳細については、トイレの洋式化、それから外壁の塗装、それからかなりの高木の木がありますので、それらを一部伐採し、駐車場の一部舗装等を今、計画しております。それらを一体的に設計していただきたいということで今考えております。あくまでも市の単独予算であります。トイレの洋式化については、コロナの対策の関係で県と予算の交渉をしている最中でございます。一部補助がいただければということで今、検討・調整をしているところでございます。なお、この工事については、やはりコロナの対策の地方創生臨時交付金をいただけるという予定で今進めておりますので、年度内に工事も進められるのかなと思っております。

最後に、栃木国体の関係でございますが、2022年、栃木県、それから前年の来年の三重県、これについてはもう開催決定でございます。鹿児島県が年内開催の断念をいたしました。これについては、後催県の佐賀県、滋賀県と今、協議中でございます。予定では、鹿児島県が2023年という要望を出しているようですから、報道等を私どもも注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 中山議員の質問だけ受けて休憩に入りたいと思います。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 確認したいことが2点あります。

まず1点は、教育委員会の神野課長のほうなんです。市内の小中学生、子供たちは全部、遠隔教育をやっていて、端末というのは各家庭に全部そろっているんですか。そこら辺のとこ

ろは問題ないんですか。これが1点、確認したいと思います。

それと、これは商工観光課長、プレミアム付商品券を今度また販売するということですよ。御記憶のとおり令和元年度も、これは住民税の非課税世帯と子育て世帯に対して対象5,875人と言っていましたね。ここを対象にして予算を計上しました。ところが実際に販売できたのは25.2%ですよ。大変なこれは失敗だったと言っていました。課長自らもそう言っていました。この事業は失敗だったと言っていましたよね。

それで、今回は誰でも買えるような、そういうような方法なのか、それといつ販売するのか、その辺のことについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） まず、1点目の遠隔学習の環境の関係について、お答えいたします。

4月、5月の臨時休校期間中は、あくまでも現在の児童生徒の御家庭の通信環境といえますか、手持ちのパソコンとかそういったもの等での受信となっておりますので、その後、学校や学校教育課のほうでアンケート調査を実施しましたが、やはり全ての児童生徒さんについてそういう環境が整っていたというわけではございません。

それで、先ほど最初の答弁の後半で申し上げました端末の整備については、これからということになりまして、これから児童生徒の皆さんに1人1台という形で端末を配備というか渡した中で、こういった形でそういった遠隔授業とかをする必要が出た場合の対応等、できるかなということを考えていきたいということで、今のところ予定しております。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 今回のプレミアム付商品券につきましては、購入される方というのは18歳以上の方という形になっております。

発売日につきましては、11月2日から3日間程度を予定しているそうです。

購入方法につきましても、専用はがきで購入の申込みをしまして、応募者多数の場合には抽せんになるそうです。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 結構です。了解しました。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、議案第1号から議案第4号までの4議案について、一括の議題として質疑を受けているところでございます。皆さんの質疑、ございましたらば受けたいと思います。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、議案第1号の一般会計補正予算に絞って質問をしたいと思っております。

まず、歳出のほうでございますが、先ほど中山議員のほうからも質問があつて、これだけはダブっちゃうんですけど、基幹系システム管理運営費、業務系・情報系システム管理運営費、社会保障・税番号制度システム整備事業費ということでございますが、先ほどこの中身についてはある程度、数字的に説明を受けたんですけど、住基ネットというか、それを今まで進めてきたものを、私は反対しましたけども、マイナンバー制度に切り替えるということで移行しているわけなんですけど、今のところ何%の方がこのマイナンバー制度に移行したのか、説明をお願いします。

さらに、これまでマイナンバー制度に切り替えるために、今回の補正予算も含めてどれほどのお金を投入してきたのか。分かりますか。

そして、今までの住基ネットの制度は残るのか、残らないのか、その辺の制度上の今の状況について、非常に素人でございますので、専門的なことじゃなくて簡単に説明をいただければと思います。

次、同じ17ページですけれども、交通安全施設整備費89万4,000円とありますが、これは何を整備されるのか。

一番下の住民税の申告受付事業費93万5,000円とありますが、これの事業内容ですね。

19ページですけれども、上のほうから、住居確保給付費96万6,000円とありますが、この内容。

その下に避難行動要支援者管理事業費13万3,000円、この内容。

ロングライフプロジェクト事業費117万7,000円、この内容について。

次に、23ページ、市営滝田住宅管理費110万円とありますが、この工事内容について説明をお願いします。

25ページ、常備消防費213万8,000円、その下に非常備消防総務費19万4,000円、消防団活動費12万3,000円、災害復旧事業費というのが80万円とありますが、先ほどの説明では、新型コロナ対策関係も含めて新たな装備を図るというような説明があったんですけど、もう一度、分かりやすく説明をお願いいたします。

次に、27ページでございますが、文化財保護費18万8,000円、これは何に使うのか。説明があったかもしれませんが、南那須公民館管理費31万3,000円、そして1個飛んで学校給食センター運営費121万6,000円、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、まずマイナンバーカードの交付率についてお答えいたします。

交付率ということなので、既にお手元に届いている方の率になります。本市の場合は、今現在12.9%です。それから県が平均17.2%、国が18.2%ということになっています。

それから住基カードのほうについては、ちょっとすみません、手元に資料がないので、また後ほど説明させていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、まず議案書17ページ、交通安全施設整備費89万4,000円でございますが、道路反射鏡、カーブミラーですね、その修繕工事が2件、それと新たに設置する工事2基、それにかかる費用でございます。

続きまして、25ページの常備消防から災害復旧事業費の内容でございますが、まず新型コロナウイルス対策としては、常備消防費は広域負担金に係るものでございますが、その際、消防署のほうでオゾンガス発生器や感染防止具、温水洗濯機などを購入することから、負担金の増に伴う213万8,000円の補正でございます。

その下の非常備消防総務費、消防団活動費につきましては、消防団員が年間4人ほど、10月から増員になります。それに伴う消防に係るヘルメット、活動着等の調整費になります。

それと、災害復旧事業費でございますが、この80万円につきましては、市の災害復旧等支援金でございますが、令和元年台風19号に伴う支援金の確認を終えた支援金対象者が8件ほど確認されておりますので、その補正予算を計上し、10万円掛ける8ということで80万円、計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） では、私のほうから、17ページの住民税申告受付事業費について説明させていただきます。

こちらは、確定申告事務の効率化と申告受付の待ち時間の解消など、住民サービスの向上のための嘱託職員の賃金等の計上と、繁忙期の職員の負担軽減を図るためのものです。毎年、補正予算で対応させていただいております。中身としましては、2人分の報酬、それから社会保

険料、それから費用弁償となります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず、19ページ、住居確保給付費でございます。これは、失業等で家賃を払えなくなった者の居住地を失わせないため、家賃の一部を給付する事業でございます。今年度は6月から1名ほど支給を開始しておりますが、現時点で今後2名の申請がある見込みがありますので、補正するものでございます。

続きまして、同じく19ページ、避難行動要支援者管理事業費でございます。これは、避難行動要支援者の具体的な避難行動について定めた、いわゆる個別計画策定のための前段といたしまして、要支援者名簿作成に係る経費でございます。主に郵送料ということになってございます。

続きまして、同じく19ページ、ロングライフプロジェクト事業費でございます。これは高齢者福祉、感染予防事業といたしまして、通いの場感染症予防及びフレイル対策、ポールウォーキング教室、介護認定調査感染予防対策の3事業を実施するものでございます。

通いの場感染症予防及びフレイル対策は、各地で開催しているサロンやふれあいの里における手指消毒薬や除菌シート等の購入、及びフレイル予防の情報提供のためのリーフレットの作成等になります。

ポールウォーキング教室ですが、これは高齢者のフレイル予防のために、ポールを使ったウォーキング教室を開催するもので、講師の指導料やポールの購入費となります。

介護認定調査感染予防対策ですが、要介護認定調査を安心して安全に行うための対策としまして、手指消毒薬や非接触体温計等を購入するものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 23ページの住宅管理費の工事請負費110万円でございますが、市営滝田住宅におきまして退去者が出たものですから、かなり老朽化しているということで、そちらの建物を解体する工事をやるものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 27ページ、文化財保護費18万8,000円についてですが、会計年度任用職員1名おりますが、その分の通勤手当に不足が生じますので、その6万9,000円計上分、それから、今現在、旧向田小学校を文化財の整理室として使っておりますが、網戸がなく、非常に今、換気の問題もあって、網戸の設置費11万9,000円でご

ございます。

続きまして、南那須公民館の管理費の31万3,000円でございますが、雨漏りが若干、生じまして、電気系統へも影響があったものですから、雨漏りの修繕費に6万6,000円。それから外灯にも一部、電気施設にも影響しましたので、21万4,000円。それから、2階の研修室のクロスもやはり破損しておりましたので、そういったクロス張りの3万3,000円。合計で31万3,000円の修繕料でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 27ページ、学校給食センター運営費121万6,000円について御説明申し上げます。

これにつきましては、3月3日から24日の間、政府の学校一斉臨時休校の要請の関係で休校となりました際の給食関係のもので、補償等必要になったものの経費でございます。具体的には、米飯、コッペパン、牛乳等に係るものが112万3,456円。そのほか、キャンセルとか翌月の4月以降にという振替えも担当のほうでは調整したんですが、処分というか、買い取らざるを得なかったものがこのほかに9万1,592円ということで、合わせまして121万5,048円となります。

本来であれば、公会計化されていないんですが、そちらでという支払いも考えたんですけど、制度上、国の要綱上、一般会計を通してということになったものですから、今回計上させていただいたところでございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、17ページの関連の質問なんですが、今までの住基ネットというんですかね、それはそれで生きていると見たらいいんですかね。それとのマイナンバーとの関連なんですが、それが1つね。

あとは、費用ですよ。マイナンバー制度導入に係る費用をこれまでどのぐらい投入してきたのか。今回はプラス幾らに補正をするのかと、そういう質問です。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 住基カードにつきましては、先ほどお答えしたように、手元に資料がないので後ほどお答えさせていただきます。

それから、システムの改修というものでございますけれども、これについては、まず今年度、今の補正予算の中であるものの御説明でよろしいですか。（「今まで幾らかかったか」の声あり）今まで幾らかかっているのかもちょっと調べさせていただいてよろしいですか。

今回の補正につきましては、853万3,000円がマイナンバーに係るもので、こちらに

つきましては、国のデジタル手続法という法律が改正になりまして、その改修に伴ってシステムの改修費を補正するというものなんですね。こちらにつきましては、住民基本台帳システムの改修に242万円、戸籍附票のシステム改修に対して494万4,500円というものを補正してございます。

こちらにつきましては、内容といたしましては、国外に転出した際に、今現在ですと国外転出時に住民票は消除されて、マイナンバーカードも併せて失効いたします。これを今後、国外に転出した際においてもマイナンバーの部分を使えるようにするというための改修が今年度から始まるというものに対する補正であります。

これは、今回補正してすぐ来年から使えるのかということ、そうではなくて、国の予定ですと、令和6年の5月頃にそういう制度として運営ができるようにシステムの改修を行っていくというものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） じゃあ、後で教えてもらえますね。幾らかかったか。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 2点ほど。

まず1つは、19ページ、これは同僚議員もちよつと話をしたんですが、保健福祉センターの施設整備費、これは委託料が750万円、工事請負費が1億5,600万円、こういうことかなということですね。それで、この委託料というのは設計料かなと思うところがあるんですが、そうなのかどうかですね。

あと27ページ、これも同僚議員が質問はしているんですが、公共土木災害復旧事業費、これは1億円ですね。これは工事請負費ですから、多分、災害があったときに設計は済んでいるのかなと思うんですが、その辺の確認ですね。まずは、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 業務委託料の750万円でございますが、設計の業務委託料でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 渋井議員の御質問の27ページにつきましては、工事請負費を計上させていただいております、委託設計につきましては既に完了しております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放）　　そうしますと、保健福祉センターはこれから設計に入ると。そうしますと、設計はどの程度で完了するのかと。そうすると1億5,600万円は当然のごとく設計が終わらないと発注できないわけですから、現実的にはそうですね。そうすると、発注予定というのはいつ頃になって、ただ設計が出来上がっていないからよく分からないところはあると思うんですが、これは電気設備工事と機械設備工事に分けられるのか、それとも、空調だから機械設備工事なのか。まだそこら辺は設計をやらないと分からないというところはあるかもしれませんが、かなり大きい金額になりまして、この共同企業体、多分1億円以上だったかあたりが共同企業体だったかなと思うんです。設備工事でも何でもね。その辺も、どういう発注方式を取るのか。設計が出来上がってからだというなら、それはそれで結構なんですけど、その辺の話。

あと公共土木災害復旧事業費は、これが通ればすぐ発注ができると、こういうような体制かなと思うんですね。そうすると、これをどのように分割して発注するのか、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○議長（久保居光一郎）　　水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明）　　設計の期間でございますが、現時点では業務の設計に2か月から3か月程度を予定しております。

工事の内容が電気設備工事か機械設備工事かとか、発注の方式とかそういうのは、議員がおっしゃるとおり設計ができてから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎）　　佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明）　　工事の概要につきましては、もう上がっておりますので、発注形態につきましては、建設工事等請負業者選考委員会というものもございますので、そちらでよく検討して発注していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎）　　12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放）　　2か月で設計が出来上がるというお話ですが、もっともっとかかるんじゃないのかなと勝手に思ったんですね。それはなぜかという、これとは全然また違う話かもしれないけど、400万円以下の、これは庁舎の入り口のほうの話をいろいろするのに、3月末までかかるんだと、こういう話です。400万円のでね。ということは、750万円ではもっともっとかかっちゃうんじゃないかと。下手したらば繰越しで5月ぐらいに出来上がるのかなというような気がしたものですから聞いてみましたが、本当に2か月でできるかどうか。ということは、2か月でできるとすれば、もう先に仕込んであったというふうに思われても致し方ないのかなと思います。

あと土木費についても、上手に分割できるものは分割して、地元企業が仕事が取れるようにということをお願いといたしますか、要望いたしまして、答弁は結構ですから、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 一般会計補正予算、3点伺います。

1点目です。19ページ、旧七合保育園に110万円の予算がついておりますが、この予算の性質について伺います。

2点目は、市単独土地改良費が400万円ついておりますが、何か所に対する予算づけなのか伺います。

3点目です。23ページ、観光振興費570万7,000円ついておりますが、動画を作成して観光周遊システムを作るんだという予算だと思うんですが、どのような方々をターゲットに、また、どのくらいの利用者を見込んで作っていくのか、この3点について伺います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 旧七合保育園の施設管理費110万円につきましては、来年度行う予定の解体設計費でございます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 市単独土地改良事業費でございます。

こちらの事業費、現在の予算としまして、500万円ございます。8月上旬現在で24か所の申請が出てきておりまして、約800万円ほどでございます。今後の見込み等を含めまして、今回400万円の上乗せの補正をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 観光振興費の観光プロモーション動画につきましては、現在、プロモーションの動画としましては、山あげ祭の動画があるんですけども、そのほかにつきましては、四季折々の一般的な観光、龍門の滝ですとかそういった動画がございませんので、広く観光客を狙って、ターゲットとしたもので作成する予定としております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 土地改良の件で、今回この補正をすることで、今年度、要するに困っている方々の要望というんですか、それはもうほぼ対応し切れる予算なのか、もう一度伺い

ます。

それと観光振興費なんですけど、広く発信していくということで、海外にも発信していくような考えはあるのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 現在、申請が出ております24か所、既に執行済みのところもございます。こちら24か所につきましては、こちらの補正予算で対応ができるということでございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 海外にもというお話ですが、こちらはユーチューブ等を考えておりますので、当然、海外にも行くものだと思っております。

以上です。

○14番（沼田邦彦） 了解です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございますか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私から、1点だけ質問をさせていただきます。

25ページの教育情報ネットワーク整備事業費、同僚議員からも質問あったんですが、私からは、こちらの生徒に貸し与えるというタブレット機器の導入に関してなんですけれども、こちらのタブレット機器、1台当たり大体、何年間くらいお使いになるおつもりでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

年数としては、今回保守の部分も含めて5年ということで考えております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 5年ほどと今、答弁いただいたんですけども、こちらは今、機器を選定していて、今後、選考委員会に出して、今後、入札にかけるというさきの答弁があったんですけども、こちら、タブレット端末には大きく分けてOSが2種類あるんですね。アップルが使っているiOSというものと、グーグルが開発しているAndroidというものがありまして、こちらはそれぞれタブレット、OSも違えば会社も違う。それで、タブレットのほうも、保証期間というものが機器のほかにOSのアップデートの保証期間みたいなものもある程度、設定されているんですね。

Android端末のほうももしかしたら値段的には安いのかもしれないんですけど、こちらのOSのアップデートのサポートがおおよそ大体2、3年くらいで近年、推移しているんですね。それに対して、アップルのタブレット端末というのは、大体4年から6年くらい、同

じ機器でもってソフトウェアをアップデートして使っていけるというような特性があります。

もしかしたらアップルのほうが多少、高いのかもしれないんですが、端末1台当たり4万5,000円で、プラス保証、バッテリー交換費3万8,000円とありまして、私、ちらっとホームページを見て確認したところ、アップルの端末だと大体、補償費も含めて、一番安いもので10.2インチのタブレットで大体5万円くらいで手に入るのかなと。たしか教育機関向けの割引なんかもメーカーのほうで用意されていたと思うので、そういったものも使えると思うんですが、OSというものは正直、言語に近いと思います。WindowsとMacを使うんじゃ、同じことをやるにしても使う言語が違うんですね。そういった環境によって子供の教育に与える影響というのはかなり大きいと思います。

このタブレット端末というのが、ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、タブレット端末って、最初に学年分、買い与えて、それを使っていくということなんですけれど、要望なんですけれども、長く、費用がかからず、アップデートも容易なもの、先生のほうでも指導が容易なものをぜひ選んでいただいて、それで、何かこっちの端末を選んじゃったからまた何年後かして新しいものを大量に購入したいというようなことにならないように、ちゃんと選定していただけるように要望したいと思います。御意見だけお願いします。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの荒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の機種選定に当たりましては、6月定例議会のときにも触れましたとおり、6月以降、先ほどの中山議員への答弁の際にもお答えしましたように、各小中学校の情報機器に明るい先生方に委員になってもらって、その方たちと会議を3回程度開きまして、その中で、やはり国が推奨している、今、荒井議員おっしゃられたiOS、その他のOSのものを実際にデモ的な形で確認する機会も設けながら、最終的にその機種の選定につきましては、学校の側の委員の皆さんの意見を尊重というか、そういったものを基本に、今後の使いやすさとかそういったものを総合的に勘案して決定していくということになっておりましたものですから、そういった方向で今後、進めてまいりたいと思います。

ただ、荒井議員おっしゃられたように、使いづらから駄目とか、そういったものはないように配慮していきたいとは思っています。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 要望なんですけれども、お金をかけないことはもちろんなんですけれども、子供たちにとって一番何がいいかということを経済的に考えて選んでいただけるようお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、1点ちょっと確認させてください。

17ページに自治会の振興事業費ということで、995万円。過日、自治会長のほうからいろいろ説明を聞いたんですが、この支援の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、コロナウイルス対策のため、各自治会が3密にならないような対策、また、感染を予防するような、そういった資機材、消耗品を買う予算の一部に充ててほしいということで、計上させていただきました。

使用用途につきましては、各自治会においていろいろあると思いますので、ある程度、自由度の高い交付金という位置づけをしておりますが、今後、補正予算が議決された後、各自治会に通知を出すわけですが、その際にはもう少し詳細な内容を盛り込んで対応していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ちょっと過日の情報で私、聞いたんですが、今回は敬老会をやらないということで、その代替なのかなと思って、毎年、自治会としては敬老のお祝い金ということでお祝いの品を各高齢者に渡しているんです。そういうのに使ってもいいよというような話がありました。それから、自治会費に充ててもいいよというような話もあったと私、自治会長から聞いたんですが、そういうことでよろしいんですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） この費用につきましては、地方創生臨時交付金の対象事業でございますので、その対象事業に合った実績は求められると思いますので、その範囲内で使っていただければと考えております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） じゃあ、そういうことでも可能だと理解してよろしいですか。

それで、そこでなんです、この計画書によると、予算の執行が本年の10月になっているんですね。敬老の日に合わせて敬老の品を調達してしまうと今月やらざるを得ないことで、1か月ずれが生じますが、そういった場合の何か特例といいますか、それに合わせるような何か、できますでしょうかね。10月に敬老の品を贈っても、ちょっと時期がずれてしまうのかなと思うんですが。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 本日、予算が通れば執行できる状況になりますので、基本的には、9月の執行にも合わせられるような形になりますが、事前に交付金を振り込むことは事務作業

上、若干遅れてしまいますので、若干のずれは生じる可能性はあります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 13ページのプレミアム付商品券について伺います。

過日の臨時議会の際にももらった資料なんですけども、ここにコロナ感染症の影響により経営状況の悪化している市内の小売店や飲食店などを支援するとありますけども、これはこれでよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 市内の小売、サービス業を支援するという点には間違いございません。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） ということは、大手スーパーなどには行かない、でよろしいんですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業者については、今後、商工会のほうで募集していくこととなります。今回、今までと違う点につきましては、プレミアム分につきましては、地元商店の専用券という形で、別個、券の種類を別にして販売する予定となっております。その他につきましては、地元商店と通常大型店を含めた共通券という形の2種類の券を発行する予定となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。よろしいですか。

○2番（興野一美） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） もう皆さんのあれでほとんど終わっているの、やめようかと思ったんですけども、一応確認だけさせてください。

見方として、35、36、37ページに財源の出どころ、特定財源と、あと市のほうの一般財源という見方からして、かなり上手に国・県の予算をいただいているというのが一番いい方法だと思うんですけども、その中で、確認。これは健康福祉課長のほうには先ほど相談しましたけども、保健福祉センターのコロナ対策の費用、1億6,300万円、これは特定財源9,000万円で、一般財源、市のお金を7,350万円使っているの、これは本当に空調だ

けなのかというのをちょっと疑問に感じたものですから、分かる範囲で教えてください。

それと、35ページ下から2番目のインフルエンザですね。今回コロナ関係で、国としても一緒に検査するみたいなことだと思うんですけども、これは特定財源が900万円で、市のほうの持ち出しが488万円。これの中身ですね。どうしてこうなるのかということと、あと次の36ページに、ネットワーク、GIGAスクール構想の件ですけども、特定財源として1億2,134万5,000円、それが特定財源で、市の一般財源から2,723万円、これだけ一般財源を使っているんですけども、これは具体的には何に使われているのかということをお教えてください。

以上3点です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 3点まとめてというお話になってしまうんですけども、地方創生臨時交付金につきましては、那須烏山市に約5億円弱の割当てが来てございます。こちらにつきましては、那須烏山市に幾らという状況で来ていますので、その中の配分については各課の事業を精査した上でつけております。ですので、保健福祉センター、先ほど答弁で10分の10だよということなんですが、最終的には執行残とか、例えば先ほどのプレミアム付商品券も幾らで受けるか分からないので、最後に精算する事務が出てくると思います。その中で、今までの6月なり7月の臨時議会で、執行残、また執行できないもの等については、地方創生臨時交付金のほかのほうの事業に財源を振り分けるという作業が出てきます。

国のほうでは、約5億円弱の交付金、那須烏山市に割当てした分については使い切れという話でございますので、今回、財源を10分の10つけていないところと、つけているところといろいろございますけれども、そこは最終的には地方創生臨時交付金の中で精算をさせていただきたいと思います。

保健福祉センターの部分については金額も大きいですので、最後の精算の段階では10分の10、臨時交付金を充てていきたいなと思っております。現在、約5億円弱ですが、事業費全体でいうと6億円ぐらいいっているもので、約1億円ぐらいは一般会計が持出しになっているんですけど、その中でもやっぱり全部が100%執行できるというものではないので、その精算は当然、出てきてしまいますので、そこで調整したいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） では、再確認ですけども、例えばGIGAスクール構想で2,700万円何がし、これは何に使ったとかそういう問題じゃないということでもいいわけね。じゃあ、上手な運営をぜひお願いします。オーケーです。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第4号までの4議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第2号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第3号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第4号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第12号 令和2年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（久保居光一郎） 日程第17 議案第12号 令和2年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年6月16日に発生した雷雨災害により被災した農地・農業用施設の災害復旧事業について、市営として施行するため、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

災害復旧事業の主な内容は、農地5か所、農業用施設4か所の合計9か所で、工事費は866万8,000円を見込んでおります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号 令和2年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第13号 令和元年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第18 議案第13号 令和元年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、令和元年度水道事業決算書の当年度純利益は9,707万9,136円でありませんが、この約1割相当となる1,000万円を減債積立金に、約5割相当となる5,000万円を建設改良積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高5億5,773万8,853円から減債積立金と建設改良積立金を差し引いた4億9,773万8,853円を次年度へ繰り越すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第13号 令和元年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19 認定第1号から日程第26 認定第8号までの令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定、国民健康保険特別会計決算の認定、熊田診療所特別会計決算の認定、後期高齢者医療特別会計決算の認定、介護保険特別会計決算の認定、農業集落排水事業特別会計決算の認定、下水道事業特別会計決算の認定、水道事業会計決算の認定については、いずれも令和元年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第19 認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定について

◎日程第20 認定第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について

- ◎日程第21 認定第3号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
- ◎日程第22 認定第4号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- ◎日程第23 認定第5号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第24 認定第6号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第25 認定第7号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第26 認定第8号 令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（久保居光一郎） よって、認定第1号から認定第8号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和元年度は、第2次総合計画の2年目として、目指すべき将来像に向けて、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本として、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算109億4,000万円の予算編成を行い、市民の安心安全を柱とし、そのほかに子育て、教育など、市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、法人税割額の伸びから32億円以上の水準を維持しており、地方交付税については、令和元年東日本台風の災害対策分として、前年度を上回る特別交付税が配分されたことから、増額となりました。

今後は、自主財源確保のため、税の収納対策等に一層努めてまいります。また、令和元年10月には消費税率が10%に引き上げられたことから、使用料、手数料等の適正化に向けて引き続き検討を進めてまいります。

歳出では、防災情報伝達システム（防災Infoなすからすやま）整備事業、民間小規模保

育所整備事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、武道館外構整備事業等に取り組んでまいりました。

少子高齢化の進展、人口減少の問題など、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。

今後は、中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、令和元年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は123億8,801万5,041円で、前年度比3億1,736万円、2.6%の増であります。歳出総額は118億102万4,507円で、前年度比2億8,276万7,000円、2.5%の増であります。歳入歳出差引き額は、5億8,699万534円あります。翌年度へ繰り越すべき財源は6,617万7,000円、実質収支額は5億2,081万3,534円、決算処分として、財政調整基金への積立額1億4,000万円、庁舎整備基金への積立額1億6,000万円あります。

令和元年度の純繰越金は、2億2,081万3,534円で、予算額に対する執行率は、歳入が87.7%、歳出は83.5%でありました。

それでは、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。

市税は、32億7,870万円、対前年度比は473万円、0.1%の増額となりました。これは、法人税割の増収による市民税の増などが要因であります。

地方譲与税は、森林環境譲与税の創設により、前年度を若干上回る結果となりました。

自動車取得税交付金は、令和元年9月末で廃止となったことから減額となり、代わりに自動車税制改正に伴い、環境性能割交付金が創設されました。

地方特例交付金は、消費税率引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置や、幼児教育の無償化に対する財源措置がなされたことから、対前年度比442.6%の増額となりました。

普通交付税は、合併算定替の縮減措置の影響はあるものの、社会福祉費や高齢者福祉費の増に伴い基準財政需要額が伸びたことなどから、対前年度比1億1,553万4,000円、3.0%の増額となりました。

特別交付税は、令和元年東日本台風災害対策分として増額となったことから、対前年度比2億9,133万8,000円、51.6%増となりました。

以上のことから、地方交付税総額で47億7,785万5,000円、対前年度比4億687万2,000円、9.3%の増額となりました。

なお、本市におきましては、合併団体のため、平成27年度までの10年間、特例措置とし

て一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されておりました。

国庫支出金は、保育所等整備交付金の減により、対前年度比3,829万6,000円、2.9%の減額となりました。

県支出金は、災害救助費繰替支弁金負担金の増により、対前年度比4,476万3,000円、5.8%の増額となりました。

財産収入は、旧興野小学校の跡地売払収入の減などにより、対前年度比4,124万5,000円、85.8%の減額となりました。

繰入金は、財政調整基金等の取崩しの減により、対前年度比1億2,090万6,000円、46.2%の減額となりました。

市債は、消防施設整備事業債や公共土木単独災害復旧事業債の増に伴い、対前年度比1億1,080万円、21.7%の増額となりました。

次に、歳出であります。

1款議会費は、議場用の音響設備改修工事の終了により、対前年度比1,039万9,000円、7.0%の減額となりました。

2款総務費は、庁舎整備基金積立金の増などにより、対前年度比8,422万円、5.8%の増額となりました。

3款民生費は、令和元年東日本台風災害による災害救助事業費の増などにより、対前年度比7,249万4,000円、1.9%の増額となりました。民生費は、一般会計全体の32.6%を占め、総額38億4,549万2,000円となっております。

4款衛生費は、災害廃棄物処理費の増に伴い、対前年度比7,024万2,000円、5.3%の増額となりました。

6款農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業の減により、対前年度比4,575万4,000円、11.7%の減額となりました。

7款商工費は、国のプレミアム付商品券事業費の増により、対前年度比1,732万7,000円、3.3%の増額となりました。

8款土木費は、清水川せせらぎ公園整備費の減により、対前年度比1,408万1,000円、2.0%の減額であります。また、前年度に引き続き、合併特例債を活用した道路整備6路線、辺地対策事業債を活用した道路整備1路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、防災情報伝達システム（防災Infoなすからすやま）整備事業の増により、対前年度比1億443万3,000円、17.4%の増額となりました。

10款教育費は、学校施設整備基金積立金の減や、武道館外構整備事業の終了により、対前年度比1億499万3,000円、8.7%の減額となりました。

11款災害復旧費は、令和元年東日本台風災害による農地・農業用施設災害復旧費や、公共土木災害復旧費の増に伴い、対前年度比1億3,408万7,000円、3,960.0%の増額となっております。

12款公債費は、元金及び利子償還金がそれぞれ減となったことから、対前年度比2,464万9,000円、1.8%の減額となりました。

なお、令和2年3月31日現在の市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

令和元年度は、財政運営主体が市から県に移行して2年目の決算となっております。

さて、国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。まず、事業勘定から御説明申し上げます。

令和元年度末の国民健康保険加入世帯数は4,277世帯、対前年度比92世帯減、被保険者数は7,091人、対前年度比223名減でありました。

令和元年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が35億6,215万6,842円、歳出決算額が34億1,651万3,856円であります。歳入歳出差引残額は1億4,564万2,986円であり、このうち、財政調整基金に9,000万円を積み立てました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約69%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入決算額は5,803万4,110円、歳出決算額は5,468万9,230円であり、歳入歳出差引残額は、334万4,880円となりました。このうち国保診療所運営基金に100万円を積み立てました。前年度と比較して、歳入は11.8%、歳出は3.8%の減となっております。

七合診療所の患者数は12.2%の減、診療収入は11.1%の減でございますが、境診療所につきましては、令和2年1月末をもって休診とした影響もあり、患者数が29.4%の減、診療収入も30.1%の減と、大幅に減少している状況でございます。

地域住民の医療の確保と健康増進のために、診療所の果たす役割は大きく、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいります。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

令和元年度の決算額は、歳入決算額が4,720万7,781円、歳出決算額が4,415万247円であります。歳入歳出差引残額は305万7,534円であり、このうち熊田診療所運営基金に100万円を積み立てました。前年度に比較して、患者数は8.3%、診療収入は9.9%減となっております。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜みず、健全運営に努めてまいり所存でございます。

次に、認定第4号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の施行から12年が経過し、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

令和元年度の決算額は、歳入決算額が3億5,326万3,926円、歳出決算額が3億4,893万6,852円であります。歳入歳出差引残額は、432万7,074円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度に比較して、歳入は1.8%、歳出は2.0%の増となっております。

今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第7期介護保険事業計画の2年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和2年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,614名であり、そのうち88.4%の1,426名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が80.1%、施設サービス利用者は19.9%という状況でございます。

令和元年度の決算額は、歳入決算額が28億2,613万5,294円、歳出決算額が27億6,533万8,509円、歳入歳出差引残額は、6,079万6,785円でございます。この

うち1,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が101.4%、歳出が99.2%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は5億7,604万7,456円、収入未済額は659万6,516円、収納率は98.7%であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医の意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであり

ます。地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金、及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は、依然として高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位であります。介護・医療の両面から充実を図るため、県内4か所目となる看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備され、令和元年11月から利用を開始しました。

また、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。

現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談や問題ケースに対応できるよう、体制強化を図っております。

フレイル予防を目的とした一般介護予防事業では、市内各地域に設置されたふれあいの里を中心に、住み慣れた地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、令和2年3月末現在、14か所に設置している状況です。

今後も、高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と快適な水環境の保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりました。令和元年度末現在の水洗化率は87.25%であります。

令和元年度の決算額は、歳入決算額が6,240万526円、歳出決算額が5,950万7,636円、歳入歳出差引残額は289万2,890円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。烏山中央処理区、南那須中央処理区を合わせました現在の計画面積は187.8ヘクタールであり、令和元年度末で185.2ヘクタールの整備が終了し、整備率は98.6%であります。

令和元年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

令和元年度の決算額は、歳入決算額が3億3,997万4,010円、歳出決算額が3億2,001万6,294円、歳入歳出差引残額が1,995万7,716円、翌年度へ繰り越すべき財源が1,348万6,000円、実質収支額は647万1,716円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、両水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、南那須処理区における水処理センターの施設修繕工事、烏山処理区における管渠新設工事であります。

下水道事業につきましては、引き続き適切な施設の維持管理と水洗化の促進に努めてまいります。

最後に、令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。

建設改良では、国道・県道の道路改良工事に伴い、中山、大沢地内配水管布設替工事等を実施しました。

また、水道施設更新事業は、第3城東取水場、第5興野取水場及び境浄水場の取水ポンプ取

替え工事等を実施しました。

令和2年3月末までの営業実績は、給水件数1万174件、給水人口2万5,011人、有収水量252万2,466立方メートル、1日最大配水量1万6,210立方メートル、水道料金収納率98.7%であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億9,324万524円、水道事業費用は4億9,616万1,388円であります。この結果、令和元年度純利益は9,707万9,136円となりました。

資本的収支は、収入額5,123万1,424円に対し、支出額3億3,864万5,769円であります。差引不足額2億8,741万4,345円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号から認定第8号まで、令和元年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げました。

また、行財政報告書に昨年の東日本台風への対応報告書を載せさせていただきましたので、承認案ではございませんが、お目通しをお願いしたいと思っております。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。この後、監査委員の決算審査結果の報告がありますけれども、ここで3時まで10分間、暫時休憩いたしたいと思いません。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

〔代表監査委員 瀧田晴夫 登壇〕

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、審査した結果を報告いたします。なお、監査委員は、私と議会選出の高田監査委員です。

お手元の令和元年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。

1 ページです。第1の審査の期間は、令和2年7月6日から13日までのうち、7月6日、7日、8日、13日、市役所南那須庁舎及び水道庁舎で実施いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の決算の概要についてですが、先ほど市長から詳細な説明がありました。また、資料においても会計ごとに詳細に記載してありますので、これらにつきましては後ほど御覧いただくといたしまして、私からは簡潔に報告いたしたいと思っておりますので、御了承ください。

なお、決算に影響がある主なものといたしまして、一般会計では、昨年10月に発生した東日本台風に係る災害復旧及び新型コロナウイルス感染症の対策が、特別会計におきましては、簡易水道事業が水道事業に統合されたことによる廃止が挙げられます。また、意見書の記載中、決算ということですので、一般会計の表の単位を従来の千円単位から円単位に変更いたしました。

1の各会計の決算状況です。予算額は、一般会計が当初予算額109億4,000万円に補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を合わせた予算現額は141億2,554万6,000円、特別会計は、当初予算額70億3,052万円に、補正予算額1億889万4,000円を合わせた予算現額71億3,941万4,000円、一般会計、特別会計を合わせた予算現額は、212億6,496万円です。

2 ページです。一般会計及び特別会計ごとの決算状況を記載しております。歳入総額196億3,718万7,530円、歳出総額188億1,017万7,131円、差引残額8億2,701万399円となっております。

3 ページです。2の一般会計の決算状況です。(1) 決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は、5億8,699万534円。ここから翌年度に繰り越すべき財源6,617万7,000円を差し引いた実質収支額は5億2,081万3,534円となっております。この実質収支額のうち、財政調整基金に1億4,000万円、庁舎整備基金に1億6,000万円を繰り入れたところです。

(2) の財政運営の状況です。アの歳入について。歳入に係る表は4ページ、5ページです。収入済額は123億8,801万5,041円で、調定額に対する収納率は84.7%。収入未済額は21億9,813万2,754円。不納欠損額は3,304万7,988円。歳入の主なものは地方交付税及び市税で、全体の65.1%となっております。

市税につきましては、調定額に対する収納率は85.4%であり、また、不納欠損額が3,282万1,468円となっております。

国庫支出金及び県支出金の収入未済額の大部分は、翌年度に繰り越す農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧事業の補助金です。

6ページ、お願いいたします。イの歳出についてです。歳出に係る表は、6ページ、7ページでございます。

支出済額118億102万4,507円で、予算現額に対する執行率は83.5%。歳出の主なものは、民生費32.6%、総務費13.1%となっております。

繰越額は19億7,363万8,000円で、そのうちの約75%が災害復旧費です。

7ページです。ウの地方債の状況です。令和元年度の地方債の発行額は6億2,090万円で、年度末の現在高は109億7,358万9,000円です。発行額は、前年度と比べ1億1,080万円増加しており、そのうちの約86%は災害復旧に係るものです。

8ページです。3の特別会計の決算状況です。

(1) 国民健康保険特別会計、歳入に係る表は8、9ページです。

Aの事業勘定の実質収支額は、1億4,564万2,986円で、そのうち9,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額35億6,215万6,842円で、調定額に対する収納率は96.9%。収入未済額1億724万2,980円。不納欠損額は696万3,869円。歳入の主なものは、県支出金69.4%、国民健康保険税18.9%です。

保険税の調定額に対する収納率は85.5%で、前年度より2.4ポイント増加しております。

9ページです。イの歳出について。歳出に係る表は、9ページから10ページにかけてです。

支出済額34億1,651万3,856円で、予算現額に対する執行率は98.2%、歳出の主なものは、保険給付費69.9%、国民健康保険事業費納付金27.1%となっております。

10ページです。Bの診療施設勘定の実質収支額は334万4,880円で、そのうち100万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。収入済額は5,803万4,110円で、調定額に対する収納率は100%です。歳入の主なものは、診療収入88.4%です。

11ページです。イの歳出について。支出済額は5,468万9,230円で、予算現額に対する執行率は88.7%。歳出の主なものは、総務費83.6%、医業費16.3%です。

続きまして、12ページです。(2)の熊田診療所特別会計です。歳入に係る表は12ページ、歳出が13ページです。実質収支額305万7,534円で、そのうち100万円を熊田診療所運営基金に繰り入れております。収入済額4,720万7,781円で、調定額に対する収納率は100%。歳入の主なものは、診療収入61.5%、繰入金16.9%です。

13ページです。イの歳出について。支出済額は4,415万247円で、予算現額に対する執行率は92.8%。歳出の主なものは、総務費74.9%、医業費25.1%です。

14ページです。(3)の後期高齢者医療特別会計です。歳入に係る表は14ページ、歳出

が15ページです。実質収支額は432万7,074円です。収入済額は3億5,326万3,926円で、調定額に対する収納率99.7%です。収入未済額97万8,207円。不納欠損額は6,800円。歳入の主なものは、保険料67.0%、繰入金26.1%です。

保険料の調定額に対する収納率は99.6%で、前年度より0.1ポイント減少しております。

15ページです。イの歳出について。支出済額は3億4,893万6,852円で、予算現額に対する執行率は98%。歳出の主なものは、広域連合納付金90.9%です。

16ページです。(4)の介護保険特別会計です。歳入に係る表は16、17ページ、歳出が17、18ページです。実質収支額は6,079万6,785円で、そのうち1,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。収入済額は28億2,613万5,294円で、調定額に対する収納率は99.7%。収入未済額659万6,516円。不納欠損額100万4,063円。歳入の主なものは、支払基金交付金24.9%、国庫支出金24.1%、保険料20.4%です。

保険料の調定額に対する収納率は98.7%で、前年度より0.1ポイント増加しております。

17ページです。イの歳出について。支出済額は27億6,533万8,509円で、予算現額に対する執行率99.2%。歳出の主なものは、保険給付費92.1%です。

19ページです。(5)の農業集落排水事業特別会計です。歳入に係る表は19ページ、歳出に係る表は20ページです。実質収支額289万2,890円です。収入済額は6,240万526円で、調定額に対する収納率99.8%。収入未済額13万2,861円。不納欠損額はあります。歳入の主なものは、繰入金66.5%、使用料及び手数料18.2%です。

使用料及び手数料の調定額に対する収納率は98.8%で、前年度より0.3ポイント増加しております。

20ページです。イの歳出について。支出済額は5,950万7,636円で、予算現額に対する執行率は96.2%。歳出の主なものは、総務費55.6%、公債費44.4%です。

ウの地方債の状況は記載のとおりです。

21ページです。(6)の下水道事業特別会計、歳入に係る表は21、22ページ、歳出に係る表は22ページです。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は1,995万7,716円で、ここから翌年度に繰り越すべき財源1,348万6,000円を差し引いた実質収支額は647万1,716円です。収入済額は3億3,997万4,010円で、調定額に対する収納率99.7%です。収入未済額86万7,688円。不納欠損額21万2,956円です。歳入の主なものは、繰入金63.6%、使用料及び手数料13.6%、市債13.4%です。

分担金及び負担金の調定額に対する収納率は81.2%で、前年度より15.3ポイント増加しております。

使用料及び手数料のそれは99.2%で、前年度より0.1ポイント増加しております。

22ページです。イの歳出について。支出済額3億2,001万6,294円で、予算現額に対する執行率92.6%。歳出の主なものは公債費58.7%、総務費26.2%、事業費15.1%です。

ウの地方債の状況は記載のとおりです。

23ページ、第5の財産の管理状況です。1の公有財産です。土地及び建物、山林の表は23ページです。

行政財産中、公共用財産の建物及び普通財産の土地で変動がありました。その他の施設の減433平米は、老人憩の家の解体によるもの、普通財産の土地の減34平米は、旧自然休養村の鉄塔移転により、鉄塔用地として売却したものです。

24ページです。一般会計及び特別会計の基金の運用及び管理状況です。令和元年度、新たに森林環境整備促進基金が設置され、一般会計14基金、特別会計5基金の計19基金で年度末残高82億3,989万2,306円となっております。

基金の運用については、足利銀行をはじめ5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。なお、奨学基金、市有施設整備基金及び財政調整基金の一部につきましては、地方債で運用しております。

25ページです。審査結果及び意見についてです。令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、審査した範囲の結果では、適正かつ正確であると認められます。また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善を要するものが見受けられましたが、おおむね適正に執行されたものと認められます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

主な意見についてです。

まず、一般会計についてです。歳入に係る財源の構成比率を見ますと、自主財源33.3%、依存財源が66.7%であり、自主財源が前年度より2.7ポイント減少し、依然として厳しい状況です。

収入未済額は、国・県支出金を除き5億5,778万円余、不納欠損額は3,304万円余となっております。特に市税の徴収率は、最低であった平成24年度の66.3%よりは改善されているものの、前年度の85.4%は栃木県の平均徴収率の96%を下回り、90%を切るただ1つの自治体となっております。これは、市税調定額の57%を占める固定資産税が、県平均の95%を大幅に下回る76.4%であることが原因と思われます。市税の収入未済額の91.2%が固定資産税というふうになっております。なお、固定資産税の収入未済額の約82%、3億9,500万円余を数社が占めているというような状況とのことです。詳細につ

いては把握できませんでしたが、これを解消することで、県平均徴収率に近づくものと推測されます。

収入未済額については、引き続きその解消に努めるとともに、市民の不公平感が生じないよう、これまで以上に丁寧な情報提供をお願いいたします。

予算の執行率は83.5%で、前年度と比較いたしまして13.7ポイント低くなっておりませんが、これは災害復旧などの繰越額が大幅に増えたためであり、不用額は2.5%程度で、前年度と同率であり、問題になるものではないと思います。

歳出については、普通建設事業費が減少した反面、東日本台風に係る災害復旧事業費の計上により、前年度と比較して2億8,276万円余の増額となっております。大部分が令和2年度に繰り越されたところですが、事業完了に向け適切に対応してください。

基金及び歳計現金等の公金につきましては、公金等の管理運用に関する基準に基づき、引き続き適正な資金運用をお願いいたします。

特別会計についてです。収入未済額1億1,581万円余、不納欠損額810万円余となっております。前年度と比べ、収入未済額は約3,000万円減少しましたが、不納欠損額は約80万円増加しております。また、一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営の会計も見受けられます。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するための収納とともに、特別会計の独立採算制の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

なお、予算の執行率は会計によりばらつきがありますが、性質上、やむを得ないものと思います。

26ページです。今後の財政状況についてです。先ほど報告がありました報告第3号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率については、特に問題点は見受けられません。なお、地方債残高が過去最小値に、基金残高が過去最大値になったことは、財政状況の立て直しの成果として評価すべきものと思います。しかしながら、将来を展望した場合、人口減少、高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがあると思います。一方、建物系やインフラ系公共施設の老朽化、耐震化のための長期にわたる多大な財政負担や、さらに少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施策に係る負担も年々増加傾向にあります。財政力指数は0.453で、前年度よりは改善されているものの、県内25市町村平均の0.737、全国市町村平均の0.51を下回る本市においては、資産の適正な利活用、遊休資産の売却など、さらなる効果的・効率的な対応が必要かと思えます。

次に、人材の育成・確保についてです。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き職員の資質向上と意識改革、有資格者等の退職を見据えた計画的な人材確保をお願いするものであります。

次に、内部統制体制の充実についてです。内部統制に関する方針の策定については努力義務ですが、行政サービスの提供等の実務上のリスクを評価、コントロールし、事務の適正な執行を確保するものであります。本市においても、法定された事務の未実施や契約締結に係る根拠の不透明な事例が見受けられました。リスクを軽減し、事務の適正な執行の確保のための方策を検討していただきたいと思えます。

最後に、災害等緊急時の対応についてでございます。大規模災害が頻発する昨今、市民の生命や財産を守る観点から、緊急の行動マニュアルの作成や訓練等の実施の検討をお願いいたします。

一般会計、特別会計、基金運用状況に係る審査結果の報告は、以上です。

続きまして、水道事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和元年度那須烏山市水道事業決算審査意見書を御覧ください。

1 ページです。審査は、令和2年7月6日に、市役所水道庁舎で行いました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要ですが、決算に影響のある主なものは、興野、向田、境及び境東の4簡易水道事業の統合と、東日本台風による被害の発生が挙げられます。統合後の施設数ですが、取水場、5か所増の13か所、浄水場、3か所増の10か所、配水場、5か所増の16か所となっております。

2 ページです。事業実績の表が示してございます。簡易水道の水道事業の統合により、市内全域が上水道の事業区域となったため、給水人口が3,611人増の2万5,011人、給水件数が1,561件増の1万174件となりました。有収率は64.5%と僅かに上昇したものの、類似団体の平成30年度の80.1%を大きく下回っております。

3 ページです。2の予算の執行状況です。(1)の収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対する収納率100.3%、前年度と比較して7,930万5,484円の増収。増収の主な要因は、給水収益及び長期前受金の戻入の増加です。

イの収益的支出は、予算額に対する執行率90.2%。前年度と比較して9,013万4,291円の増加。主な要因は、簡易水道事業の統合による総係費、減価償却費の増加及び東日本台風による特別損失です。

4 ページです。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対する収納率105.3%。前年度と比較いたしまして181万8,465円の増収。増収の主な要因は、他会計出資金の増加です。

イの資本的支出は、予算額に対する執行率90.9%。前年度と比較して1億119万9,262円の減額。主な要因は、建設改良費及び企業債償還金の減によるものです。翌年度

繰越額1,059万円は、中山地内及び初音地内の配水管布設替工事に要する経費です。

5ページです。ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額2億8,741万4,345円につきまして、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額で補填した結果、内部留保資金残額は10億138万9,693円となりました。詳細は表を御覧ください。

6ページです。3の経営状況です。簡易水道事業の統合により、収益、費用とも前年度より増加していますが、当年度の純利益は前年度より973万736円減少しております。8ページの表です。一方、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金の増などにより、前年度と比較して6,707万9,136円増加いたしました。

(1)の収益内容です。収益に係る表は7ページです。アの営業収益は、5億3,148万1,866円で、総収益の88.7%が給水収益です。イの営業外収益は6,149万2,306円で、総収益の8.9%が長期前受金戻入です。ウの特別利益は26万6,352円で、過年度損益修正益と、その他特別利益です。

7ページです。(2)の費用の内容です。費用に係る表は8ページです。アの営業費用は4億2,324万8,006円で、大部分、59.6%が減価償却費です。営業外費用は4,903万657円で、ほとんどが支払利息及び企業債取扱諸費です。ウの特別損失は2,388万2,725円で、全て東日本台風による災害復旧費です。

9ページです。(3)の経営比率です。前年度と比較して、総収支比率及び営業収支比率で6ポイント程度の減少が見られます。平成30年度の類似団体の指標と比較すると、全ての指標で類似団体を上回っております。詳細は、表及び記述を御覧ください。

10ページです。財政状況です。簡易水道事業の統合により、全て増加しております。資産は59億4,935万6,523円で、前年度と比較して6億74万923円の増加。負債は29億1,036万8,517円で、前年度と比較して1億4,565万1,444円の増加。資本は30億3,898万8,006円で、前年度と比較して4億5,508万9,479円の増加です。

(1)の資産です。資産に係る表、11ページです。アの固定資産は48億6,491万5,931円。主なものは、構築物、機械装置、建物です。イの流動資産は10億8,444万592円で、主なものは現金預金です。ウの繰延資産は、該当はありません。

12ページです。(2)の負債です。負債、資本に係る表は13ページです。アの固定負債は18億2,615万1,758円で、1年を超えて償還期限が到来する企業債です。イの流動負債は2億6,830万917円で、ほとんどが1年以内に償還期限が到来する企業債です。ウの繰延収益は8億1,591万5,842円で、長期前受金です。

(3)の資本です。アの資本金は24億5,107万7,553円。前年度と比較いたしまして3億5,801万343円増加しております。主な要因は、簡易水道分の企業債元利償還金に係る一般会計からの繰入れ、及び簡易水道事業の統合による固有資本金の増加です。イの剰余金は5億8,791万453円。前年度と比較して9,707万9,136円増加しております。要因は、当年度の純利益です。

14ページです。(4)の水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は、589件、794万6,806円です。未納者に対しては、市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき、整理を進めましたが、簡易水道事業の統合により未納件数が増加しております。203件の給水停止通知を送付し、12件が執行に至り、年度末で7件が継続中です。平成23年度から29年度までの51件、64万6,239円を不納欠損処分といたしました。

15ページです。(5)の財務比率です。前年度と比較すると、自己資本構成比率5.2ポイント、固定資産対長期資本比率が1.0ポイント増加し、固定比率が10.1ポイント、流動比率が70.9ポイント減少しております。平成30年度の類似団体の指標と比較すると、自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率が類似団体を下回り、固定比率及び流動比率が上回っております。

17ページです。5の資金状況です。キャッシュフロー計算書が18ページに記載してあります。キャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動に区分して表示したもので、資金の流れを知ることができます。

(1)の業務活動によるキャッシュフローは、前年度と比較すると、東日本台風と簡易水道事業統合の影響がございます。当年度純利益9,707万9,136円に、現金支出を伴わない減価償却費などを加算し、長期前受金戻入などを減算し、最終的に3億2,180万4,345円となりました。

(2)の投資活動によるキャッシュフローは、前年度と比較すると、有形資産取得の支出の影響がございます。上水道整備のための8,850万78円を減算し、水道加入金などを加算し、最終的にマイナス7,989万5,168円となりました。

(3)の財務活動によるキャッシュフローは、前年度と比較すると、企業債償還支出の影響がございます。企業債償還のための2億2,634万5,219円を減算し、他会計からの出資を加算し、最終的にマイナス1億8,651万3,824円となりました。

(1)の業務活動によるキャッシュフローから、(3)の財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金増加額5,539万5,353円が算出され、これに資金期首残高10億1,910万6,365円を加算した資金期末残高10億7,450万1,718円は、この資料の11ページの流動資産の現金預金と一致いたします。

19ページです。審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、実施した審査の範囲において、計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

経営状況については、経営比率が前年度と比較して微増、あるいは減少しておりますが、全ての指標が100%以上であり、健全な経営状況にあると思われま

す。財政状況については、財務比率が前年度と比較して固定資産対長期資本比率及び流動比率において悪化しておりますが、平成30年度で類似団体と比較した場合、自己資本構成比率及び固定比率において類似団体には及ばないものの、改善傾向にあると思

います。資金状況は、業務活動キャッシュフローがプラス、投資活動及び財務活動キャッシュフローがマイナスであり、比較的良好な経営状況といわれるパターンであると思われま

す。水道料金の収納率については、前年度と同水準を推移しており、依然として県内で高い順位を維持しております。

有収率については、簡易水道事業の統合もあり、僅かに上昇したところですが、県内では依然、低位にあります。また、老朽管更新事業については、有収率向上の観点からも喫緊の課題となっております。

今後の対応ですが、水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、常にコストを意識した経営が求められます。特に計数から推測すると、利益率の低いとも見える簡易水道事業の統合により経営が悪化しないよう、経営改善に努めてください。

水道事業の安定的な運営には、豊富な経験、知識や技術を有するスタッフが必要不可欠と思われま

す。技術や知識の継承が図れるよう、人材の継続的確保や育成の仕組みの構築をお願いし、私の全ての決算審査結果の報告を終了したいと思います。

お聞き苦しい点、多々あったかと思いますが、私の審査報告は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明及び監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月7日に行いたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、令和元年度決算の質疑については、9月7日に行うことといたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午後 3時41分散会]